

(二) しかも、こう考へ得る背景には、特に伯領のテル東部領域は伯裁判所の最も緊密な支配圏であった事情も考慮されていふ。

論

第一 書記官の身分と職務

(1) 伯領に於ける「ヘツリ」(Hetzil)はぬけの者にてて文書が次のKの表現で附せられた。次の一覧に於ける「Hecil de Tyroles」(ロ)、《Hetzil de Sindes》(ム)、《Hecil cancellarius manu sua firmavit》(ハ)、《ego Albertus scripsi hanc cartam in vice Hecil cancellarii》(ナ)、《Hecil cancellarius de Tyrail》(ラ)、《Hetzilo cancellarius de Sindes》(カ)は、Hetzilの名前である。この中で、ヘツリの文書が複数あるのは、記載様式から次の二つの問題が生ずる。① (ロ)の「ヘツリ・フォン・ゼハル」(すばりに述べたようだ)、彼はウヘルフ六世のミステリアードアーデル(アーデル)の書記官くツイル・フォン・ゼハルか、人物であらうか。かういふ、ワインチヒガウにてて個別研究を行はれたE・マルターラーは單純に同一人物と考えた。⁽¹⁵⁾ それは正しかであらうか。ウルリッヒ・フォン・タラバが亡くなった晉進(一一六四年)の文書には、「ラントの書記官くツイル」が自ら文書を確認し署名を行つた、と述べられており、しかし、証人欄にはくツイル・フォン・ゼハルの名が改めて挙げられてゐた。やうど、ケーナハルト・フォン・タラスアやその妹たちが行なつたブルガイスにおける晉進(一一六一年)では、書記官が関与しておらず、証人欄には同じく《俗人ヘツイル・フォン・ゼハル》の名が現われた。しかし、ここに俗人(《laicus》)とわざわざいふわけであるのは、証人欄で彼の前に名を連ねた者たちが聖職者であつたが故ではなく(むだし、現に彼らも俗人であつた)、やれはヘツイル書記官が聖職者であり、これと区別するためなのであつた。以上の理由より、ヘツイル・フォン・ゼハル(ロ)は、書記官くツイル・フォン・ゼハル(カ)とは同一人物ではなかつたことがわかる。(2) (ナ)の

書記官ヘツィル・フォン・ティロールと(イ)の書記官ヘツィル・フォン・ゼンヌとは同一人物であろうか。それとも、ティロール出身の書記官とゼント出身の書記官との二名が実在したのか。この点を確定するに足る十分な材料は手あるにない。伯領に書記官が一名とも、二名ともどしができよう。だが、もしかたっては次のように考えておきたい。(ホ)の書記官はティロール村住民の聖ゲオルゲンベルク修道院に対する寄進に関与しており、(イ)の書記官はゲーブルト・フォン・タラスプと聖マリエンベルク修道院との土地交換に立ちあつており、それぞれの書記官は出身地の領域に相応してその活動場所を異にした(特にティロールの書記官は伯裁判所と関わりを持っていた)。従つて、以上からすると、確かに別々の書記官の存在を認め得る。しかし、(イ)の書記官ヘツィルは両方の領域を同時に活動の舞台としており、やむ(ニ)の書記官ヘツィルの代理人アルベルトスについても同じことがいえる。もしティロールとゼントとに別々にヘツィルなる書記官が実在したのであれば、活動の舞台に応じて(イ)(ニ)という書記官は『de Tirral』あるいは『de Sindes』と出身在地を付されたはずであり、従つて、代理人もそれに応じて別々の人物があてられたと見るのが自然ではないだらうか。

要するに伯領において書記官はただ一名であり、彼は聖職者ヘツィル・フォン・ゼンヌであつたと看えたが。(ホ)の書記官ヘツィル・フォン・ティロールもその例外ではなく、ただ、彼が具体的に職務を行なつた場所を文書の起草者(修道院関係者)が考慮に入れたため『de Tirral』なる在地が付記されたと思われる。しかしながらいすれにせよ、(ハ)(ニ)の書記官ヘツィルの活動から知れるように、書記官の活動領域は理論的には伯領全体に及んでいたのである。確かに、一六四年の寄進文書には『このラントの書記官ヘツィル(Hecil huius terre cancellarius)』と見え、文言通りからすると、テル西部領域を指す『このラント・フィンチュガウ(Haec Venusta terra)』と直譯の書記官を思わせる。⁽¹²⁾しかし、彼の職務は伯領フィンチュガウ全体に妥当したことを中心強調しておかなければならぬ。やつて、おもむきの点が、書記官の職務を伯領におけるラント法的構造の一つの要素と見えるにつけ、決定

論的と重複する事例

- (→) TUB, I/1, Nr. 235.
(n) TUB, I/1, Nr. 238, 276, 280, 293, 294, 401.

(∞) TUB, I/1, Nr. 275, 276, 279, 291, 292, 293.

(↑) TUB, I/1, Nr. 233, 234, 303, 323, 333, 344, 396.

(∞) TUB, I/1, Nr. 264.

(∞) TUB, I/1, Nr. 312.

- (⇒) Marthalter, E., Untersuchungen zur Verfassungs- und Rechtsgeschichte der Grafschaft Vintschgau im Mittelalter. Sonderdruck aus dem 70. Jahresbericht der Histor.-Antiquar. Gesellschaft von Graubünden, 27.

(11) エルベスの臣民の自縛状が述べたものである。参考文献。

(12) エルベスの臣民 TUB, I/1, Nr. 233, 234 によれば、伯爵人セト・アーベルリウス (Adelberillus) は彼の、憲法や法律

の出身者に、**servientes** の人物をいた (既に前記)、(12) Q (13) の憲法。新たに
憲法 (14) の憲法。

- (13) 第一文書の導入部分、**«omnibus huius Venuste terre et subtus Telli videlicet Nocturnis……»** が題題め
れたい。

(1) 以上を確認した上で、次に、ハッティル書記館の身分を見よう。この点を知るにかかるひなるものは書記館 (も
のの代理) が確認した土地処分の文書の中に記された憲制規定である。すなわち、ある文書には、**privi-**

egium quicumque contradicere vel irrumperem voluerit, duodecim uncias auri secundum pondus regis Karoli ad cameram imperatoris persolvat⁽²⁷⁾ と記す。また、別の文書にせ、『centum libras auri in cameram regis corporat⁽²⁸⁾』とあるが、これはなぜ、賄金は書記官の手を経て皇帝の金庫、ないし国王の國庫に納入れたことがわかる。従つて、この意味からすれば、書記官は伯領を彼の官職管区とする、ドイツ国王の官僚⁽²⁹⁾であることは、リバティアーレであったことになる。ヘッタル・フォン・ゼントは国王の官房から派遣された者ではなく、伯領の一在地出身者が登用されたことから見て、現地出身の国王のミニステリアーレと考えた方がよ⁽³⁰⁾。以上は文書より推定して理論的にいえることであるが、しかし、歴史的・系譜的に見たとき彼はいかなる身分と地位にあつたのか。残念ながらこの点は具体的にはよくは知れない。ただ、古文書学ではそれに関連して次のように述べられていく。すなわち、この書記官はレートローマ人領域に特有のもので、この領域はクールレティエン、つまりクール司教座聖界管区に相当し、それはボーテン湖に至るライン河最上部の渓谷、イン渓谷およびエッチャ渓谷の最上部(従つて伯領フィンチュガウの一部、テル西部を含む)を包み込んで強度の閉鎖性を保持しており、そこに妥当した文書は四・五世紀のローマの、ラエティア州で用いられた古文書に直接由来する古風な様式を備えていた(rätoromanische Urkunden)⁽³¹⁾。と、従つて、以上かかることの書記官作製の文書(Kanzlerurkunde)は、他のトリアノン司教領で特に影響力を持つたランケベルト由來の文書(公正証書 Notariatsinstrument)およびアリクセン司教領で特に通用したアルプス以北ドイツに由来する文書(捺印文書 Siegelurkunde)と区別されるところである。

ここで、典型的な書記官文書を構成した諸定式(その個々のものについてはすでに各所で述べておいたが)を次の四つにまとめよう。(a) 証人の面前で、土地処分の在地にねじて土地の処分者から土地の受領者へ羊皮紙片が投げ渡され、それを書記が文書に作製するか示す定式(Format tracta carta est et facta)。これは取引の完了を表わす象徴行為である。(b) 土地処分の行なわれた在地において、その在地の出身者が地上(おそらく處分される

土地の上)に置かれた羽根ペンを取る上からいじを示す定式 (Formel qui pennam levavit)。彼は、(a)述べたように土地処分が完了した後で羽根ペンを取り上げられを書記に示渡したのである。この行為は取引が公正であったとして、および羽根ペンを手渡された者が文書を作製する正式の権限を取得したことと表わす象徴行為である。⁽¹⁰⁾ 文書が作製された後、それを犯す者あるとかせ、その者は、「ウニカ・アウリ」を貨幣単位とする一定金額を支払うべきであるとする定式 (Strafformel)⁽¹¹⁾ (c) 書記官 (あるこせやの代理人) が文書を認め、署名を行ない、確認をすることが示す定式 (Unterschriffformel)⁽¹²⁾ 彼のひの行被りもへい、問題の土地処分は伯領においてラント法上の効力を取得したものである。

以上書記官文書に特徴的な一連の定式を見て、一点注意を喚起しておきたいのは、「羽根ペンを地上から取り上げた者」である。彼は文書の発行者、受領者、当事者所属の書記、伯領の書記官のこゝかれとも異なる者であった。土地処分をめぐる彼の象徴行為が特に重要な意味を担っていたことは、(b)を述べた説明より理解できよう。かくのいふき役割を果たした者は通常、処分の土地が所在した在地の有力者であった。○・ノーメリックせせじれを貴族 (Ed'c)、あるいは自由農民 (Freie) と呼んだ。⁽¹³⁾ この点の事例を挙げれば次の通りである。ケート・ベヌ・トゥハ・タウバアが聖マリエンベルク修道院と土地を交換したとし、(c)で述べた役割を果たしたのは、「Vdalricus qui pennam levavit」 やねいたが、このカルリッカセ、文書は «dominum Gebhardum eiusdem loci abbatem cum conse-nsu fratrum suorum in presencia cduocati sui Vdalrici predictum fedium domino Gebhardo de Traspes tradidisse» である。『カルリッカセ、修道院トーカー、カルリッカ・トゥハ・タウバア』があつたと記される。また、『采地々々を地上から取つ上めた者』を名づけ自由農民であるとした。例えば、一一六五年のある土地処分 (場所はラーチ・ルム・ヒュルク、tracta carta in Laut et facta in Schulle) によると、«Vincencius qui pennam levavit» が名を見せたが、彼は、トーカー、ヒュルクの土地交換の文書に述

べふれヒコの輔人《de Burgus liberi; Viuccius, Bonetus ...》にねむる《liber (homo) Viuencius》と曰人物やあつた。⁽¹⁵⁾ ひのもハシ、羽根マンを取り上げた者が貴族、自由農民を含んだ在地の有力者であつた点は、寄進等の土地処分者自身がいかなる身分の者であつたか（例えば、ウルリッヒ・フォン・タラスアの場合を想え）を思ひ得るだけで容易に推察できぬ。従つて、以上を書記官の側から見たとす。彼の職務は、土地処分の行なわれた在地で土豪的有力者が果たした一連の特徴的な役割と密接に関わり合ひながら演まれたといえ。ついで、書記官と《羽根マン》を地上から取り上げた者との職務は、彼らの背後における証人仲間（土地処分の在地の証人、あるいは、土地処分者の身分の如何によつては——例えば、領主貴族の場合とは——⁽¹⁶⁾ もがめかな在地の「ラヘルの...ニステリヤーネン」身分の証人）の面前で（*coram testibus*）確認され、やのじらうべ、公けの役田たる性格を賦与せられた。⁽¹⁷⁾ これを要するに、書記官文書の作製がいかにも在地的基盤（die landläufige Grundlagen）と離れたがたく結び付いていたかの一端が明かに知られるのである。

(14) TUB, I/1, Nr. 312, S. 154.

(15) TUB, I/1, Nr. 276, S. 128.

(16) ヒコの伯領の書記官は、正しく《cancellarius》⁽¹⁸⁾ または皇帝、なごし国王の宫廷書記官を構成した司教座聖堂管事会長、大修道院長等からなつた書記官 (H. Bleßlau, Urkundenlehre 1, 505—12) では、その身分と職務とにおいて全く法的性格を異にすむものにちがひ。

(17) ハイカウ生れる問題として本節第1回参照。

(18) O. Redlich, Die Privaturkunden des Mittelalters, 41—2. また、クールムテイヒン領域の特徴として云ひ、前田俊哉、カラリング王羅トのクラーフンチャフ、『中世の自由と國家』ト、二〇六頁に紹介されて云ふ Th. マイヤーの見解を参照。

- (18) O. Redlich, a. a. O., 43, 51.
- (19) O. Redlich, a. a. O., 51.
- (20) TUB. I/1. Nr. 312 (1167).
- (21) 読むに於ける地主領主の書類で、領地を取つた（フリードリッヒ・ヴィエンケン）は、現実に土地処分を行なわれた場所（在地）の出身者にせなかいたいとする。第1節第1〔三〕参照。
- (22) 第一節註(4)の本文も参照。
- (23) 無縫、既述の如く、いわゆる形を以て行なわれた土地処分の証明・確認、文書作製は、それ自体同時に伯領判斷におけるものであつた。
- (11) 次に書記官の職務に移り、書記官が文書作製の面で関与したのは、伯領の諸在地に定住した世俗領主 (barrones)、修道院長 (abbas)、騎士 (miles)、聖堂領主の "リスチリアーノ (ministerialis)、教区同祭 (plebanus)、農民 (liber) が、少なくとも一方の当事者であった土地処分の場合に限定された。従つて、調停文書、フオーライ文書 (22) の作製には関与していない。しかし、同じく土地処分の場合でも次のようなときは書記官は職務を行なつていなかつた。① 例えば、クール司教が司教座管区所属の修道院に対し、土地、体僕、聖堂をあてがい (delegare)、あるいはそれを譲渡する (tradere) 場合、② 例えば、修道院長が修道院の体僕 (fanulus) に対し土地を処分する場合 (23) である。前者はもつて聖界管轄の事項、後者はもつて一在園法の法園内の事項であつた。両者はそれぞれ一方の当事者 (司教座、修道院) の独立の支配圈内だけで処理されるものであり、伯領の書記官の関知すべき事柄ではなかつたといえる。

書記官が以上①②の場合のじんか性格の土地処分には関与しなかつたのは理論的に（すなわち支配圈・法圏の問題として見て）確かに理由のおやいひと思われる。しかしながら、問題はそれだけにとどまらないのである。すなわち、ひのよだな土地処分につては、書記官文書ではなく捺印文書が作製されたからである。②にいう土地処分の文書にせひの点は明記されでない（しかし、書記官文書を形成する四つの定式のいずれも見られない）。が、①に關する文書には、『idem episcopus sigilli sui auctoritate corroboravit』、あるいは『ut hec pagina robur firmitatis obtineat, sigillo nostro iussimus communiri』⁽²⁾と見えるのである。それでは、以上のじんか性格の土地処分の証明にはすぐれ、書記官文書ではなくて捺印文書が発行されたか。そつとはかぎらなかつた。例えば、一六三一年ウルリッヒ・フォン・タラスアが、一つの僧房を建てそれに土地を付して聖マリヨンベルク修道院に寄進を行なつた（これは、先の①②のじんか性格の土地処分ではない）。しかし、修道院長ケープヘルト発行の文書は、『dominus itaque Gebhardus eiusdem loci abbas hoc privilegium manibus suis scriptum sigillo suo confirmavit』と見えるように捺印文書であった。また、タラスアのイルムガルトおよびハイルヴィヒ（両名はウルリッヒ・フォン・タラスアの女）等が、モンスター修道院に行なつた寄進（一一六三年）の文書は、やうに『quoniam sigillo et annulo domini ligionis electi subscriptum est』⁽³⁾と記されてゐることからわかるようだ。同じく修道院長発行の捺印文書であつたのである。るより、數こそ極く少ないが、上述①②で例示した以外の土地処分の場合につては書記官文書ではなくて、捺印文書が発行されたことが知れる（本来ならばこの場合は書記官文書が發行されるべきはすがあつた）。しかしながら、全体として見た場合、伯領におけるラント法上の土地処分の文書は書記官文書に統一されていたといふ得るのである。

にもかかわらず、ひひや、伯領において同じ性格の土地処分についても上述のように捺印文書も存在した点に関連して注意しておかなくてはならないのは、書記官文書は伯領では一二世紀末期以降はもう見受けられなくなつたこと

である。つまり、書記官文書は時と共に捺印文書に代わっていったのである。従って結局のところ、一二世紀はすでにもつ書記官文書の衰退期に入つており、一三世紀になると伯領における土地処分の文書は知り得るかぎり捺印文書となつた。⁽⁵⁾ これは、土地処分の一方の当事者であつた司教座、修道院の書記局 (*Schreibstube*) 作製のものであり、あるいは土地処分を確認したティロール伯の書記局 (裁判所) 発行のものであった。しかし、書記官文書から捺印文書への移行は一二世紀をまたずすでに始まつてゐるのである。すなわち、直前に挙げた、タラスプのイルムガルドおよびハイルヴィヒ等の高進の文書にはその末尾に次のような文言が見られた。『Hoc privilegium et hanc carlam Fzelo cancellarius firmavit』。これよりすれば、この文書は依然書記官が確認したものであつたのである。しかし、それは既述のじとく書記官文書とはいえなかつた。なぜならば、『tracia carta est et facta』の定式⁽⁶⁾、『qui pennam levavit』の定式⁽⁷⁾に懲罰規定 (*Strafformel*) のこゝれどもじと認められないからである。以上より次のようにいえる。その文書は既述した通り確かに捺印文書で書記官文書ではなかつたが、しかしまだ書記官文書の名残りをとどめていた、と。ここにおいて、書記官文書から捺印文書への移行の一つの現われを認めることができる。

この移行現象は、一方で一つの閉鎖的領域体の解放化過程から生じたものである。すなわち、伯領フィンチュガウは土地処分の文書の様式について、とりわけ隣邦シニワーベン領域からの影響をますます強く受けるようになつたのである。⁽⁸⁾ この意味で、伯領フィンチュガウは別の領域と均されて従来の独自の文書様式を保持した領域たる生命を失つていつたことになる。いわばそれは地域的まとまり (*Abgeschlossenheit*) の崩壊を意味した。⁽⁹⁾ しかし他方、その移行現象は、前述『羽根ペンを地上から取り上げた者』、および彼の役目を背後で支えた証人たちが、在地において従来保持してきた文書作製上の権能を今や失つていつた結果でもあつたのである。なぜならば、書記官職そのものは一二世紀末期以降も存続したからである。とすれば、官職の存続にもかかわらず現実にもはや書記官文書が作製されなくなつたのは、書記官が、『羽根ペンを地上から取り上げた者』および証人たちによつて構成された従来の土着

的・在地的基盤 (die landübliche Grundlagen) を喪失した点にその根柢を求めるを得ないのである。(直前であげた土地処分の文書は書記官がこれを確認しているが、『羽根ペンを地上から取り上げた者』等の活動は見出せない。) 果たして、在地における土着の有力者が失った文書作製上の権能は、とりわけ、伯裁判所 (ないし、特にアルクグラーフの裁判所) に移行し、それだけこれら裁判所官房作成の捺印文書が、伯領における土地処分に関して広汎に浸透し得る状況が生みだされた⁽³³⁾。そして後世には、その裁判所に代わって、伯領の諸在地に設置された個々の (下級) ラント裁判所当局が、捺印文書を独自に作製、発行するに至つたのである⁽³⁴⁾。

- (24) TUB. I/1. Nr. 477. 第一類社 (20 a) や参照。
- (25) TUB. I/1. Nr. 325. S. 160.
- (26) TUB. I/1. Nr. 428. S. 225.
- (27) TUB. I/1. Nr. 320. S. 156.
- (28) TUB. I/1. Nr. 280. S. 131.
- (29) TUB. I/1. Nr. 279. S. 130.
- (30) 鶴賀高文著「トマローレ古文書集」や TUB. I/1. Nr. 396 (1181) や最後とした。
- (31) TUB. I/2. S. III. IV.
- (32) Vgl. TUB. I/1. S. X^{III}.
- (33) その要因として、あるいは、伯領所属の個々の領主家、有力ミニステリアーナの活動範囲の拡大化が挙げられる。例へば、マッチャの領主はさかんにトリエント伯領の領域内に関与し、都市コモ (Como)、並び共同体アッシュラウ (Puschlaw) などそれ幾たびか交渉を持った (おのおの TUB. I/2. Nr. 530, 764, 765; TUB. I/2. Nr. 518, 644 を参照。いずれも 13世紀ではない以後のことである)、しかし、この場合に使用された文書は、通常ハレ伯領に多く見られた職業的公

証人 (notarius) によって作製された公正証書であり、従つて、いわば、こすれの文書様式を採用するかの決定はつゝには、属地主義ではなく受領者主義が行なわれていたといえよう。

(34) TUB. I/3. S. X.

(35) 既述のように(第一節註(55)本文)、マルス村での裁判集会で取り扱われたのは、土地の交換とこう単純な土地処分の確認ではある(従つて書記官文書が作製されることはなかったのである)が、やいにば、ティロール伯の書記が伯の印章の捺された捺印文書を発行したのである(一一一一年、TUB. I/2. Nr. 622. S. 96)。

(36) われどいふて、第一節註(91)の本文で挙げた事例を参照。

第二 国王ラムヌ

(1) さて、先に、伯領の書記官ヘツイルは国王の「ニステリアーノ」おひたと指摘しておいた。以下ではこの指摘の含む意味について若干立ち入つて敷衍しておあたし。

ウルリッヒ・フォン・タラスプによる寄進も当領主家の法とは別の法に準拠した⁽⁵⁶⁾。この法は、例えば、一六一年の寄進文書⁽⁵⁷⁾の冒頭において、『ウルリッヒ・フォン・タラスプ、妻ウタおよび息子ウルリッヒが聖マリエンベルク修道院に対し法に基づいて行なつた譲渡と奉獻とにつひて、このラムヌ〔ハインチニガウ〕の仲間のすべに (omnibus huius terre fidelibus) 告げる』と述べられた場合の『法』(leges) がやねである。だが、この『法』は全く一義的に、第一文書におけるよつたランヌ・ハインチニガウの法 (ius et leges nostre letre) を意味したものと見ていか。この点を明らかにするために、同じくウルリッヒ・フォン・タラスプの寄進の文書(一六四四年)を見よ。これには次のように述べられてゐる。『Has terras et has possessiones supranominatas dedit et donavit et

contradidit secundum ius regium Vdalricus de Traspes ... in Monte s. Marie Burgus». これによると、寄進は「国王の法に基づいて」行なわれたと見えぬ。この文書の導入部分は直前の一一六一年の寄進文書の場合と同様に、「(ラント・フィンチュガウ)の聖俗のすべての伯領——貴顕の出であるかは問わぬ——に告げる」と述べてゐる。それにもかかわらず、「法」について「(ラントの法)」ではなく、それと代わって「国王の法 (ius regium)」なる表現が用いられていた。すなほん、一一六一年の文書に見れる「法に基づいて(secundum leges)」ところのや、一面では確かに「(ラントの) 法に基づいて secundum leges (terre huius)」も補い得るが、しかし他面で、「(国王の) 法に基づいて secundum leges (regium)」も補い得るやうだ。以下では、そのように補い得るを見て問題をさらに進めたい。

すなわち、ウルリッヒ・フォン・タラスプが寄進に際し依拠した「法」は、一義的に「ラント・フィンチュガウの法」と規定されなく、それ以外にそれは、「国王の法」なる意味を含んでいた。これが重要な第一点である。しかし他方で、寄進において確かにウルリッヒも「ラント・フィンチュガウの法」にも服したことは、彼が伯領の他の領主家メンバーと共に伯裁判所裁判集会を構成した点より容易に理解できる。これが重要な第二点である。そして、これらに重要な第三点は、直前で挙げた一一六一年、一一六四年のいずれの寄進の場合にも依然、既述してきた伯領の書記官が関与しており、彼によって土地処分が確認され文書が作製された事実である。以上の三点より次の一つが帰結される。すなわち、伯領フィンチュガウにおいては書記官の職務を通じて「国王の法」と「ラントの法」とは一つに結びついていた。と、従つて、この意味で伯領は「国王ラハム」(Königsländ) もも呼び得るのである。このことば次の内容をもつ。国王が、伯領において行なわれた土地処分に際しての文書作製を契機にして、伯領の諸在地の聖俗領主、および領主に所属するが「ラハムの」「ステリアーレム」(Chuius fratres ecclesie) barones ministeriales ac ceteri fideles⁽³⁾ が伯領の書記官職のより繋がる。

とによって、伯領を国王直属の独立のラントに組織すること、これである。この試みは、国王の一ミニステリアーレたる地位を止め、且つ伯領全体をいわば一つの官職区域として管掌した伯領の書記官の統一的な活動の中に求められたのである。以上が、書記官ヘツィルは国王のミニステリアーレであつたの指摘に含まれる意味である。

ところでこの「国王ラント」形成は別の点から見ると確かに当時のバルバロッサの領邦政策 (königliche Territorialpolitik) に関わるものであった。しかし、このことは、バルバロッサが伯領フィンチュガウにおいて国王の直轄領組織 (アライゼンラハト *«terra plisnensis»*) におけるような、「城塞を全面に点在させた完結的な帝国領」⁽⁴³⁾ の形成を計ったというのを意味しない。残念ながら、一二世紀に伯領において、王領がどの程度広がっていたかは知り得ない。⁽⁴⁴⁾ しかしそれにせよ、この地域の王領は、そこから一個の帝国領 (ein Reichsterritorium) を築き得る程の量的展開を見せていなかつたことだけは疑い得ない。王領の集積に基づいた帝国領の形成という点では、この伯領におけるよりも、これに隣接した上部イン河渓谷、上部レヒ河渓谷の領域の場合がむしろ重要であった。

それ故に、それとは別にここで問題とするのは、当伯領に対するバルバロッサの通路支配権に基づく「国王ラント」の形成である。これは彼のイタリヤ政策と関連した。すなわち、彼はこの政策の継続的遂行を期すため、アルブス以北のドイツ本国とイタリヤとをアルブスの渓谷地帯における峠道を通じて結び付けようと企図したのである。この通路政策によつてシュタウフェン家のグラウビュンデン峠道国家 (Paßland) が設けられた。伯領もとりわけ上部フィンチュガウの領域を中心にこの構成体に加えられた。この場合もバルバロッサの通路支配権が働いたのである。国王のこの通路支配権は、上部フィンチュガウの領域においては在地の聖マリエンベルク修道院との保護フォーアト、タラスプの領主家とによつて支持を得たものと思われる。一一六九年一〇月九日、バルバロッサはウルリッヒ・フォン・タラスプが聖マリエンベルク修道院に対し行なつてきた一連の寄進を新たに確認しており、そして当修道院には国王の印章の捺された保護状が交付された。⁽⁴⁵⁾ この事実からしても、バルバロッサと、タラスプの領主家およ

びマリエンベルクの修道院との伯領における緊密な連繋は容易に推測されるであろう。また、タラスプの領主家は、当修道院に対し特にグラウビュンデン領域に存在した同家の多くのミニスティアーレンを寄進しており、これらミニスティアーレンは修道院当局と共に、バルバロッサの企画する峠道の組織化に奉仕したと思われる。⁽⁴³⁾ このようにして、伯領はバルバロッサの通路支配権の直接妥当した領域として「国王ラント」たる意義を獲得したのであり⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾、この国王ラントを支えたのはタラスプの領主家をはじめとする伯領フィンチュガウの聖俗領主、および「ラントのミニスティアーレン」であつた。本節で問題とした書記官職は、これら伯領所属者を国王権力のもとに繋ざとめるのに大きな契機を与えていたといわねばならない。

しかしながら全体的に見たとき、伯領は国王の通路支配権の点でも他に比べてそれほど重要な地位を占め得なかつた⁽⁴⁶⁾。むしろ、ブレンナー峠の街道が、従来および特に一二世紀以後とりわけフリードリッヒ二世のイタリヤ政策との関連で重きをなしたのであつた⁽⁴⁷⁾。いずれにせよ、国王ラント、フィンチュガウは結局国王の直接支配から離脱してしまつた。それは文書作製をめぐる書記官の活動の衰退、タラスプの領主家の断絶にも由つたであろうが、決定的には次の事情に基づいていた。すなわち、国王が、伯領に王領管理機構 (praepositura) を設け得なかつたこと、そして、この機構を実力基盤に伯領に「ラント・フィンチュガウ (terra Venusia)」を直接国王官職の名のもとに管掌する裁判官 (ないし行政官) 職を置き得なかつたこと、これである。だが、さらに、これらの根拠と並んで注意すべきは、一三世紀初頭以降、ティロール伯家の最後を飾ったアルベルト三世のもとで領邦ティロール (統一ラント) 形成の動きが始まつており、それ故この動向の中で、それまで固有の法領域をなしていたフィンチュガウ伯領は徐々に変容を遂げざるを得なかつたことである。

(37) 領主の家の法に関しては、伯領フィンチュガウでの例ではないが、ベロムünスター (Beromünster) 修道院に対する

- レーベンツルト、レーベンツルトの領主たるヘンリクス・ハルバウム (Lenzburg) の名のもとで記載。アーノルフスは自らの領地を譲り受けた。
- ¶ut ego habeam eundem locum in dies vitae meae et filius meus Henricus habeat praefatum locum ...et post eius decessum praefatus Arnolphus firmiter teneat et secundum constitutionem nostram personaliter possdeat ➤ (10)(Karte) (A. Waas, Vogtei und Bede., I; 49)
- (33) TUB, I/1, Nr. 275, S. 126.
- (34) TUB, I/1, Nr. 293, S. 139.
- (35) ナウ TUB, I/1, Nr. 293 の中間の部分に記載。『...de donatione et tradicione, quam fecit secundum leges et scita patrum sanctorum Vdalricus, Vita uxor et filius Vdalricus.....』と始まるが、この部分の『leges et scita patrum sanctorum』は「聖父の法と教令」ではなく、『正統な』ハノーファーの法と聖父の教令と解釈せねばならないと思われる。
- TUB, I/1, Nr. 279, S. 130.
- (36) K・ナウの記載によれば、マハッタラ領の國家改造は、「全領域、また、高級貴族の領域も入り口を開いた」と書かれている。一般的国家団体 (ein allgemeiner Staatsverband) や、[国] 土地領主権や王領と類似する、創立上位のものなどだ。マハッタラの場合は手段がランツ和平政策 (Landfriedenspolitik) である (K. Bosl, Reichsministerialität, I, 12)。本文はここで指摘した、書記官の指揮の下でカウ伯領の領主権を一つの中央統治下に統合する伯領として特徴を挙げて記載した。上述の意味でのものは一般的国家団体の範疇の一つの事例に過ぎないが、マハッタラの場合は、その領地が後者であるマハッタラの領地に統合された。
- (37) W. Schlesinger, Landesherrschaft der Herren v. Schönburg, 20.
- (38) ナウ、マハッタラ [ナウ] 111 年頃からターハー (Steingaden) 城道院に近づいてカウ伯領のチャルク (Tschars, ナウ) がカウ伯領の Kastellbell である。後者もマハッタラの領主家の領地の一つが所在した場所だ。

469') の教會 (ecclesia de Schardis) の管轄 (TUB. I/2. Nr. 720)、ルガーネータイセナタルバの領主
トーリツ (O. Stolz, Politisch-historische Landesbeschreibung von Tirol. II., Südtirol, Schl. —Schr. 40,
111)。この城はチャルクの教会は元米ハタウア家の所持であり、この地域における同家の 11 世紀末にねむ
る施設はハタウア家の手に入ったものである。また、チャルク家の領主のオーフタウム、ウルフハーン家
の古い時代リベトートーレの領主は再確認されたものである。從つて、これがいは、元米ハタウア家の
所有せられたいたのである。

- (45) K. Bosl, a. a. O., 149. Vgl. H. Niese, Die Verwaltung des Reichsgutes im 13. Jh., 42, 49.
(46) H. Büttner, Die Alpenpaffenpolitik Friedrich Barbarossas bis zum Jahre 1164/65, Vorläufe und Forsc-
hung I, 270—1.
(47) TUB. I/1. Nr. 315. S. 155—156.
(48) TUB. I/1. Nr. 271. S. 122—3. 言葉で de Schweiningen (Schweiningen), de Scanavico (Schanf-
igg). de Tenne (Tenna) が記載されているが、スカンナビアハーハの在地出身の詔人がこの施設の管理に
多数出席したとする説。
- (49) ハーマンツの公道の基金 (基金、中立の祭事の開催の問題な處理) はあつたが、このせ
H. Hirsch, Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter, 208 の事例 (11 世紀後半シターハセチャルク
と出金された帝国代官 (Reichsverweser) は彼の領地の基金 (purgando provinciam sibi decretam in cos
specialiter, qui in stratas et itinera publica violare presumunt) が認められる。
- (50) バベロハヤダ、通路確保のため、小範囲の定住地帯 (Talschaft) を從来から領域上の支配・管
理關係から切り離して一塊の独立した地位をもつたのである (H. Büttner, a. a. O., 274, 276)。

O. Stoltz, Das mittelalterliche Zollwesen Tirols, AGÖ, 97, 559—60 附註²

(55) Vgl. K. Bosl, a. a. O., 464.

(52) 西南ニシハニおひでせはシカタクツノ朝期ニ《procuratura regis》レ世並れ、因ヒ直属のラント裁判所の設立に必要な物質的な実力基盤むなばた (R. Scheyhing, Das kaiserliche Landgericht auf dem Hofe zu Rottweil. Zs. f. wtbg. LG., 20, 83 ff.)³

(11) 一三三一年のヨハニス・マロール伯のランデベルシャフト形成史の重要な時期となつたのであるが、この点については筆を改めて述べることにしたい。その前にヨハニス・テイロール伯アルベルト三世によるランデスベルシャフト形成を可能ならしめた帝國国制史上のモメントを取り上げておきたい。それは、トリエント司教領およびアリヤンソン司教領を構成した諸伯領（これらが領域的基盤となつて後世の領邦テイロールが生みれた）が部族大公領の支配圏から帝國法上免れていた問題である。ここで問題となる部族大公領はバイエルン大公領である。以上の問題を伯領フインチュガウを例にとって若干掘起こすならば以下の通りである⁽⁵³⁾。

九三一年ハインリッヒ一世は、やれども在地の権力者によって侵奪されたままになつてゐた土地等をその者をつてフライシンクの司教に返還させた。そのとあわての土地等は次のように述べられた。「それは、マイス、コルチヨ、クーンス、およびこれらに正当に付属したと認められる地域にあつた土地 (terrae)，家 (domus)，人民 (mancipi) である。それらはペーゲス・ガニヌスタ [すなわち フインチュガウ] におけるベルヒトルドの伯領に所在したものと認められるものである⁽⁵⁴⁾。」このベルヒトルド Bertholdus は兄弟のバイエルン部族大公アルベルトによつてバーグス・ガニヌスタに伯として新しく派遣された者であつた⁽⁵⁵⁾。この時ウンターエンガディン (Unterengadin) の渓谷もベルヒトルド伯の支配圏域となつてゐた。従つて當時、後世伯領フインチュガウを構成した領域は、この地域の

元來の上級裁判権力者クールレティエンの伯、あるいはシヨワーベン部族大公の支配圏から離れて、バイエルン部族大公領の支配圏の一部を形づくつていたことがわかる。しかるに、九六七年オットー一世がクール司教座の首席司祭ヴァイクトルに対し土地を寄進したときには、この寄進地は（*Finchtugau* および *Wengatdin* の渓谷）（valles Uenuste et Inadine）におけるレティエン伯領の土地と呼ばれた。⁽⁵⁷⁾ それ故、このときバーグス・ヴェヌスター、およびバーグス・エナーディナ（すなわち、エンガディン）は再びクールレティエン伯領に編入されていたことになる。以上の文書上の概観より次のように推測することができる。九世紀以後大公領シヨワーベンに所属した伯領クールレティエンに対し一〇世紀にバイエルン部族大公の支配権が及び、かくして、伯領クールレティエンをめぐるこの現実の錯綜した支配關係下にあって、皇帝とバイエルン大公との間に、フィンチュガウとウンターニンガディンの両渓谷をクールレティエン伯領から分離させることをめぐって永く確執が続いていた、と。

ところで、この確執は一〇二七年次のような帝国法上の解決を見ることになった。すなわち、最終的に両渓谷は伯領クールレティエンから分けられて、そこに一つの独立した伯領、すなわち伯領フィンチュガウ（comitatus Uenustensis）が設けられたのである。⁽⁵⁸⁾ 同時にこれに対する所有権はトリエントの司教に譲渡された。かくして両渓谷の伯にはトリエントの司教が任命されることになった。新伯領の設置に踏みきったコンラート二世の政治的意図はバイエルン部族大公の権力を殺ぐことにある。広大なバイエルン部族大公領の支配圏の周辺領域を幾個かの独立の伯領（グラーフシャフト）に分け、それを帝国周域に位置した司教に授与するという帝国政策は、同時に一個の教会政策——帝国直属司教領の創設——でもあった。このようにして司教領を構成した領域はもはや部族大公領支配圏に服すことなく、大公領と同等の帝国支配構成体たる法的地位を取得したわけである。これが一〇二七年の解決の歴史的意義であった。さて、以上より、ティロール伯アルベルト三世（そもそもティロール伯家は、伯領フィンチュガウにおいてトリエント司教のレーベングラーフたる地位を占めたとされる⁽⁵⁹⁾）はいかなる性格の領域において自ら領域

力を行使せんとしていたが、やがて、それが彼にとっていかなる意味を持つたかはおのずと明らかとなつたである。すなわち、ティロール伯がそこで統一的な支配圈の形成を目指した場所は、帝国法上部族ラントではなかつたのであり、このことは、ティロール伯が領域権力樹立に際し大公権力に直面せずに済むことができた点で彼にとって極めて有利なことであつた。これは、アルベルト三世が一貫して皇帝（特にフリードリッヒ二世）側の支持者であつたことによく表われている。というよりはむしろ、皇帝自身が、イタリヤ政策遂行のため、ティロール伯家および当家と姻戚関係を結んだゲルツ伯家出身の領主貴族たちによる領域権力の形成に援助を惜しまなかつたと見た方が当つてゐるといふよう。これは周知の通り次の事情からきた。ロンバルディア諸都市、ローマの教皇権力、ザルツブルク大司教、バイエルン大公のそれぞれに対峙する中で、皇帝権力を帝國南部周域——しかもこ⁽⁵⁴⁾は直接イタリヤへ通じた——に浸透させるために、皇帝は在地の伯以下の領主層の権力を有効に用いざるを得なかつたのである。そしてこのことは、反面からいえば、ティロール伯が領域権力形成に当つて皇帝権力という有力な支持者を得るに到つたことを意味した。⁽⁵⁵⁾ 以上によつて、アルベルト三世を取り巻いていた当時の政治情勢の大枠を概括ながら指摘し得たと思つ。

(53) 云ハシタニイコトナシ A. Title a. a. O., 4 ff. やかま Marthaier, E., a. a. O., 23 ff. を参照。

(54) TUB. I/1. Nr. 27, S. 18.

(55) Vgl. Riezler, Geschichte Baierns I, 332 ff.

(56) ▲in valle Eniatina in comitatu Bertoldi comitis nostris (TUB. I/1. Nr. 26, S. 18).

(57) TUB. I/1. Nr. 31, S. 22.

(58) TUB. I/1. Nr. 52, S. 31—2. この文書は一一八〇年頃の写本として残つてゐる、この文書によれば、ヨーハン伯領 (comitatus Bauzanus) の一部はハヌン教に譲渡された、といふべ、伯領ワインチョガウの譲渡は一〇一七年當時に起

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

ひいたのにはねへ、ひだり西から文書だから付かたんだるやあへ、ひこち見解をめぐいで論争が見られたり（O. Stolz, AÖG, 102, 112; Ders., Geschichte des Landes Tirol, 432）。たゞ、伯領のテル型統の領域部分は、既述のようじクールの同教の聖界管区である。このような領域が別（トロッホー）の同教に譲渡されるといふことは極めて異例のひどい興味われたからである。しかし、いじりせんしたひでせん・トーターの見解に従つて伯領フィンチュガウの據城の文書は後年に偽造されたものではなごと見てねへ（TUB, 1/1, Nr. 52, S. 316トーターのテクスト批評を参照）。

- (55) 一〇一七年に名を與せたゲーレンガウ（Gerungus）なる地（*in pago Flinsgowe in comitatu Gervngi*）TUB, 1/1, Nr. 96) トロッホー同教どもトロッホーの伯領の伯と任命された人物とわれじく（A. Tille, a. a. O., 14）。しかしながら、その場所以外には伯領じねこじ、トロッホー同教ども伯は任命者は以後全く知らねがこ、ちなみに▲伯領フィンチュガウ comitatus Uenustensis なる表現も問題の一〇一七年の文書じただ一度用ひられたにすまじ。それ以前も以後も普通は、地理上の表現どもくUenusta Vallis (トロッホー・ガウ渓谷) ▼が伯領フィンチュガウを意味していたのである。想ひ、これが誤ゆる文書は限せつてこねこ。元来はティヨーネの伯は、トロッホー同教とは違ひに伯領の伯 (der Graf der Grafschaft) となつて、伯領の子の一人の伯 (ein Graf in der Grafschaft) となつて ein Herr im Lande) となつたじだむは指摘しておひへ。O. Stolz, AÖG, 102, 112. 参照。
- (56) 一一三五年の末、トローナリハレ一世が、トロッホー同教領に対する世俗的権利をシエヴィッカー・トロッホー・ヤハタル ベハ（當時彼はトローナル伯トローナル・トローナル）に譲り受けた（シエヴィッカーはそれを一一三五年の十月末まじに傳した）。ふさわしいの些ひ間ゆう一事例ひとつ F. Huter, Die Herren von Montalban, a. a. O., 346)。
- (57) やれやれ、元來皇帝側じつていたトロッホー同教（叙任権闘争時のもの）トローナル伯ども同教領侵奪と云つてガローラ教皇へ訴え出ねばならなかつた程であつた。つまり、皇帝に訴え出ても効めがなかつたわけやうね。

以上で第一章第三節伯領フィンチュガウの書記官を終える。これを要約すれば次の通りである。伯領の書記官は、土地処分の確認において羽根ペンを地上から取り上げる役目を担つた者および証人の、在地の有力者による文書作製しつ、文書の作製の職務に従事していた。この書記官の全伯領に妥当した統一的な現実、職務機能の中に、伯領フィンチュガウのラント法的構造の一つの要素を見ることができた。しかし書記官文書は、在地の有力者による文書作製上の機能が失われていくことによって、次第に発行されなくなつた（特に一二世紀末期以降がそうである）。これに代わって、修道院や伯裁判所の書記局・官房発行の捺印文書がますます進出するようになった。他方国王は、書記官職の名のもとに伯領の領主貴族たちをまとめあげ、さらに通路支配権を行使することによって、当伯領を地域単位とした国王直属ラントの形成を計つた。しかし、この企てもとりわけティロール伯の領域権力の進展に対しても継続して成果を收め得なかつた。

第二章 伯領フィンチュガウの変容

伯領フィンチュガウはそのまゝの形では存続し得なかつた。それは変容を被らざるを得なかつた。この変容の過程の背後にはティロール伯アルベルト三世の統一的領域権力形成への絶間なき活動があつた。筆者は第一章において伯領フィンチュガウを構成した諸要素を分析したが、すでにそこで個々の要素の変化の契機を若干指摘しておいた。以下ではそれらの契機を一層敷衍しつつ、改めて伯領フィンチュガウの変容を考えることによって、ティロール伯のランデスヘルシャフト形成史の初期形態を浮き彫りにして見ようと思う。これを行なうにあたつて、伯領の変容のモメントを人的なそれと制度的なそれとに分けた。そして、この両者の側面の追求にとって参考となつた素材は、一二二八年一一月一一日上部フィンチュガウのグルルンス(Glurns)村においてクール司教ベルトホルド、クール司教座

聖堂参事会、ティロール伯アルベルト三世の二者間に取り交された捺印文書^(一)（以下、協定文書と呼ぶ）である。それでは、先ず伯領フィンチュガウの変容の人的要素を取り出すことから始めたい。

(一) TUB. I/2. Nr. 904. S. 311—313

第一節 変容の人的要素

協定文書は二つの部分に分けることができる。前段では司教と伯との間の長年の紛争の解決が述べられている。その主な問題は次のように解決された。
 ① 伯アルベルト三世は、モンターニとショタインベルクとの城塞に対する権利を司教に譲ること。前者（これを伯は不法に司教座教会の土地の上に建てた。）については、司教はそれを直ちに伯に授封すること。
 ② ペールスのランドルフス、ウルリクスの兄弟は、彼らが侵害している二つの土地を司教に返還する。この点については伯が司教に保証をすること。
 ③ 司教は、伯が司教から受けている封の相続を伯の女にも認めること。
 ④ 司教はタルチュの聖メダル・病院 (hospitale s. Medardi) を、司教座の権利を留保した上でヨハネ騎士修道会病院修道士 (hospitalarii s. Johannis Jerosolimitanis) に譲渡（かつて伯はこれを不法に行なつた。）すること。
 ⑤ 司教座教会の所有地、および、伯によりて被ひられた教会の損害のそれぞれの問題に関するては、かつてクール司教ルドルフと伯アルベルト三世の間にすでに取り交されてゐる協定が改めて確認されるべしこと。
 のように決定を見た諸問題は突如起つたものではなく、すべて司教と伯との長年の懸案であつたものである（それは特に右記⑥からわかる）。以上の前段に対し、後段では刑事裁判権の帰属が取り扱われてゐる。この後者については後述することとしたい。

ところで、前段の末尾には次のように述べられている。『〔以上の取極めに對して〕今後何らかの損害あるいは不正が生じたときには、そして、その問題が司教と伯の間で一致を見るに到らなかつたときには、次のようにしてウルテンの伯ウルリッヒ、およびザーゲンスの領主ラインガールスが招へいされる。すなわち、彼ら両名が決定することは司教と伯の両者によつて固く遵守さるべきようだ。』調停裁判官たるべき彼らのうち、（この点は協定文書自体には述べられていないが実際問題として見るならば）前者はティロール伯によつて、後者（彼はグラウビュンデン出身であるが司教のミニステリアーレではなかつた）はクール司教によつて招かれたと見てよい。以上で問題とするのはウルテンの伯ウルリッヒ（Ulrich von Ulfen）の招へいである。けだし、本章の課題はティロール伯の領域権力形成の志向を問うことにあるからである。このために、ウルリッヒ・フォン・ウルテンが生活基盤を築いていた在地の支配構造の特質を先ず取り出すことから伯領の変容の問題を進めたいたと思う。伯領の変容の人的要素を問うたためには、彼および彼の家系が立脚していた生活基盤の構造原理を明らかにしておくのは必要である。

(一) ウルテン伯家は、当時ティロール伯家に實力の上で匹敵し名門の在地領主家であつたエッパン伯家から分岐した家系である。このエッパン伯家はウエルフェン家に繋つた家系の一つであり、一二世紀の初めにエッパンの伯（comes）および伯領（comitatus）の名が見えた。このエッパン伯領は、トリエンント司教がトリエンント伯領（あるいはボーツェン伯領）⁽²⁾から一部分の領域を切り離しそれに伯領の名を与えて、エッパンの伯に授封したものである。すでにウルテン・フォン・ウルリッヒ伯の祖父エッパンの伯、フリードリッヒ二世（一二世紀後半期）はエッパンおよびウルテンの伯⁽³⁾と呼ばれた。ウルリッヒその人は、エッパン＝ウルテン伯家の断絶（一二四八年）を目前にして家の最後の輝きを放つた人物であり、一二一〇年代以降歴史の舞台に登場してきた。⁽⁴⁾

ところで、この舞台は在地の支配構造の点で伯領フィンチニガウとは從来全く別の世界に屬してきたものであつた。すなわち、そこでは領主権力が量的に大きな展開を見せており、同時に、トリエント司教が有する伯権力の名のも

とに（司教は幾個かの伯領の所有者であった。）都市ボーツエンに設けられたレーエン裁判所は、エッパン、ボーツエン、トリエント伯領における世俗領主に対する支配の支柱をなしていた。従つて、ここでは、司教・世俗領主（特に伯）間の勢力の拮抗状態が在地を覆っていたといえる。以上については、その輪郭だけはすでに前章第一節第二で述べたのであるが、以下では別の素材からこれに一層立ち入ることによって、さらに具体的に、ウルリッヒ・ウルテン伯の出身家エッパン伯家の存立基盤を明らかにしたい。その場合、司教・世俗領主間の在地における関わり合いは、エッパン、ボーツエン、トリエントの伯領で発達した城塞建設の中に特にこれを探ることができますため、ここでは城塞の問題を中心に述べて行きたい。⁽⁵⁾

それら三つの伯領の領域では、司教と世俗領主との間に城塞をめぐるレーエン関係が頻繁に設定された。その場合、レーエン契約は城塞そのもの以外に、城塞丘陵（Burghügel）、城塞建設権、城塞守備職（Burghut）をも対象としていた。ここでこのレーエン契約の意義を問おうとするとき、重要な点は、常に司教が城塞に対する開城請求権（Öffnungsrecht）を確保しようとしたことである。このことより、城塞をめぐるレーエン関係の設定は次のように説明できる。すなわち、在地領主はすでに自力で城塞丘陵に城塞を建設しており、あるいは、まさにそれに取りかかるつていたのであり、これに対し、司教は完成した城塞あるいはやがて完成を見る城塞に対する開城請求権を得たために、当該領主を当該城塞丘陵、あるいは城塞そのものを対象とするレーエン関係へと引き込もうとした、と。明らかにここには、司教側の強制権力が作用していた。それは次の事実に表われている。司教は、領主所有の城塞丘陵、城塞等を改めて授封するとき反面で、司教所有の別個の土地を封地に加えて当該領主に譲渡しており、しかもそれのみならず、封主たる司教がレーエン契約上不法を働いたときには、封臣たる領主は当該の土地（司教の所有地）を完全な領主私有地に転じ得るという契約さえ取り結ばれた程である。⁽⁶⁾ 司教はこのような処置までほどこして領主の歎心を買わねばならなかつた。これは、一二世紀後半期にエッパン、ボーツエン、トリエントの伯領において、城塞を世俗の

領域権力形成の基盤とする在地經營がいかに大量に展開していたか、および、このことがこれらの伯領を司教領の構成部分とした当の司教にとっていかに大きな脅威であったか、を端的に物語るものである。以上に対する司教の対応策は、第一に伯領単位に司教と伯との共同のラント裁判所を設けること⁽¹⁾、第二にレーヨン関係の設定によって世俗領主たちを組織化することにあつた。司教はこれらの方策によって伯領の領域的分断化を阻止せんと計ったのである。

領主の組織化は無論個々の独立領主権力に向けられており、この結果として、それは領主の身分仲間 (Standesgenossen) によって構成されたレーヨン団体を生み出したのである。しかし、既述した三つの伯領の支配構造をねらひに一層進んで探らうとするとき、問題はこれにとどまらないのである。それを以下で取り扱うため先ず重要な事実を提示しておこう。ここで取り上げる素材は一一八五年七月二三日の公正証書である。これによれば、トリエント司教アルベルトは、エッパン伯ウルリッヒ、アーノルド兄弟に二つの城塞を授封したが、その際に、兄弟が司教の要求に応ぜずこれらの城塞を開城せぬ場合には、彼らは五〇〇リブラの賠償金を司教に支払うべき旨が取極められたのである。そして、さらに次のように定められた。『もし城塞の住人たちがこの取極めに注意を向けようとせぬ場合には、伯兄弟は、違約のときは同様に五〇〇リブラの賠償金の支払いの義務を負つて、次のように司教を衷心から支援するふことを誓約する。すなわち、城塞の住人たちが五〇〇リブラを支払い、そして、城塞が司教のために開かれるに到るまで』⁽²⁾。以上が提示されるべき重要な事実である。そこで問題は、この『城塞の住人たち(habitatores castorum)』が何者かにある。

幸いにこの点は、司教とハインリッヒ・フォン・ヘン(Enn)との城塞をめぐるレーヨン関係の文書(一一七一年)が明らかにしてくれる。これには次のように述べられている。『司教およびハインリッヒ・フォン・エンの共通の同意がないときには、ハインリッヒおよび彼の相続人のミニストリアーレンを除く外部のいかなる者も当該の城塞に居住してはならない』⁽³⁾。ここに、城塞に居住する者として、受封者 (およびその相続人) のミニストリアーレン(ministeriales)

伯領 フィンチュガウにおけるラント法的構造(二) (若曾根)

の名が挙げられる。さらに、別の開城契約の文書(一九四四年)にもこれが見える。それによれば、ウルリッヒ・ルーフ、ピュッサーのハインリッヒおよびフリードリッヒ、ティーザンスのマルカールドおよびヘルトウイッヒの五名は、トリアント司教コンラートから城塞庄院とそこにおける城塞建設権とを授封されたとか、次の通り約束した。彼らは司教座教会、司教および司教の後継者の利益のために、⁽¹⁹⁾「かかる場合」、「彼らがやがてそれに所属するに到るマスナータ出身の仲間 (comites de masnata, quorum tunc ipsi erunt) を除く他のどのような者に対しても、城塞の開城を行なわない」⁽²⁰⁾。この《masnata》なる表現は特にトリアント伯領内部で用いられ、ドイツ本国の《ministeriales》を意味した。⁽²¹⁾ しかし、《masnata》とトリアント司教との関係 (《masnata》身分はあくまでもトリアント司教所属の「リステリアーノン」にかぎりだ) はランゴバルド・ノーハ法の影響を受け、ドイツ本国の場合と比べてローン関係に近似したこと。⁽²²⁾ しかし、されどせば、《masnata》は不自由身分の出身者であった。それは、ある者を呼ぶのに、《sive sit de masnata sive liber cuiuscumque conditionis sit》と見えるところからもわかる。

むしろ、直前の一九四四年の文書に述べられた《comites de masnata》は、すばり見たようにウルリッヒ・ルーフ等五名の受封者に対する上級の身分の者であり、いわば司教の上級「リステリアーノン (ministeriales meliores)」⁽²³⁾ と呼べるべき者であったと思われる。同じ文書にせよ、《受封者たるば、自分たちの保護者 (domini) となるばやのマスナータ出身の仲間を除いた (exceptis contra predictos, qui erunt sui domini) 他のこかなる者に対しても、司教を支援するであらう」とほりあり見える。⁽²⁴⁾ 他方五名の受封者自身も司教の「リステリアーノン」になつた。同じ文書に、《彼らは司教に忠誠を誓つたのであるための封臣がその封主に対するもの (sicuti vasalli domino) これを行なつた》と記されいる。されば、彼らが身分上《vasalli》ではなく《masnata》⁽²⁵⁾ となつたことを意味した。しかし、同時にせれば、トリアント伯領における「リステリアーノン」関係がローン関係に類似したといふこと

もうかがわせてくれる。この意味で、『masnata』（とりわけその上級身分の者）は貴族身分に比較的容易に接近し得たといえよう。⁽¹³⁾ それはともかく、同じ司教の『masnata』の身分のうちでも上級の者とそれ以外の者との階層分化が見られた点は注意すべきであろう。⁽¹⁴⁾

少しづきにそれが、以上の事例から明らかなる通り、かの『城塞の住人たち』とは城塞受封者（事例の場合エッパン伯）のミニステリアーレン身分の者であった。ところで、受封者、ミニステリアーレン間の関係は受封者と司教とのレーエン関係成立以前から継続していたものである。なぜならば、この場合、受封者は、もともと自分が所有した城塞をただ司教からレーエンとして改めて受け直したにすぎなかつたからである。（この意味で、このような受封者は史料用語で示すならば『vasallus de alodio』⁽¹⁵⁾ と呼んでよいであろう。）司教が世俗領主所屬のミニステリアーレン身分に悩まされ続けていたことは、既述一一九四年の開城契約の文書に次のように見えるところから知れよう。

『いつか司教あるいは彼の後継者が、受封者がそれに所属するマスナータ出身の仲間と戦うような場合には、受封者は、封たる城塞に籠つたりして司教座に対し危害を加えることがあつてはならない。』さらに別のレーエン文書（一九四〇年）の開城契約を見よう。それには、エッパン伯エグノーは、司教座において公然たる内紛の起つた場合には、現在の司教とその後継者とのために封たる城塞を開城すべきであり、あるいは皇帝を除く他のいかなる者に対しても城塞を閉鎖すべきである。しかし、この場合伯自身は、司教の求めに応じて当城塞に留まるべきである⁽¹⁶⁾ と述べられている。この最後の規定は、おそらく、司教がミニステリアーレン側の攻撃を伯によって統御させることを目指んだ内容のものと見てよい。以上の事例より、司教はミニステリアーレン身分の『城塞の住人たち』に対しいかに心を使つていたかの一端が知れよう。

『城塞の住人たち』の勢力に対するなされた以上の司教側の対応策は、受封者たる領主貴族（そのうちでも特に伯）と彼のミニステリアーレンとの自生的関係を司教が総体として掌握せんとする意図を示している。この点は、司

教が例えはエッパン伯を媒介に伯のミニステリアーレンに対する支配を企て、ミニステリアーレンが仮に城塞の開城に応ぜぬときには、司教は今度は伯自身に対し、彼に、ミニステリアーレンと連帯させて特定の義務を賦課したことによく表われている。例えは、『伯兄弟自身が、城塞の住人たちに対し司教を援助するにつき、明らかに偽りを行なつた場合には、伯兄弟も司教に同額の賠償金五〇〇リブ⁽¹⁾ラを支払うべきである』⁽²⁾を参照せよ。あるいは、別の文書によれば、受封者たるエッパン伯エグノーは一旦封として受けた城塞の開城を保証するために、彼の所有地(alodium)、および司教から受けていた別の封地(fiefdom)を改めて司教に担保に(lire et nomine pignoris)供さねばならなかつた程であった。⁽³⁾以上のように、『城塞の住人たち』(城塞所有者のミニステリアーレン)は、伯領フィンチュガウにおけるようにミニステリアーレン身分の個々の者が伯領の主要諸在地に散在して自身の生活基盤を養つた場合とは異なつて、集団をなし、一個の城塞に所属していた。従つて、この意味で、彼らは、個別的には領主家のファミリア出身者であったと同時に、一個の集団として城塞に据え付けられた存在でもあつた。つまり、『城塞の住人たち』とは城塞の兵員(Burgmannschaft)を構成したのである。⁽⁴⁾『城塞の住人たち』なるまさにこの表現そのものが、それを端的に示しているといえよう。

これを要するに、司教は個々の世俗領主(城塞所有者)を城塞をめぐる司教とのレーネン関係に引き入れることとまらず、さらに、領主所有の城塞に付属のミニステリアーレン層(そして、これは領主類似の身分に接近していた)に対しても特定の秩序を課したのである。以上に見た在地の支配構造を背景とした世俗領主層の筆頭の地位を占めたのがかのエッパン・リウルテン伯家であり、しかも、ここで問題にしてきた地域では唯一の伯家であつた。当家がトリエント司教から獲得したエッパン伯領の領域は既述の通りもともとトリエント伯領に含まれていた。伯家は、このトリエント伯領内で古くから、エッパンの領域において本城ホーエンエッパン(Hoheneppan)に依拠しつつ自身の実力基盤を養つてきた。この城塞支配圈では、伯のミニステリアーレン、および封臣の諸城塞(支城)が本城を幾重に

説
も取り組んだ。⁽⁵⁾ ルートロホ マールな支配層がハッペハ伯領 (comitatus Pian) の外のムジニアト伯領から分離したのである。初期同教は、ハッペハの領主家にハッペハ伯領の川の1本、やの後一八五年には11分の一をルーハムヒー与えた。この背景には、ハッペハ伯領に対する権利をめぐり、ハッペハの領主家と同教との間に長期に及んだ争いが繰広げられたと想われる。

- (→) Riezler, Geschichte Bozens I, 858 から 1130年 (11世紀中葉) の十数の現状。
(a) A. Jäger, Geschichte der landständischen Verfassung Tirols I, 94—5.
(b) O. Stolz, Geschichte der Gerichte Deutschtirols, AÖG, 102, 109ff.
(→) A. Jäger, a. a. O., 105; T. W. IV, Nr. 18, S. 160.
(c) ハッペハの貴族層は、Kastellの城郭や村の貴族の集落 (adelige Behausungen) を所有した。これは (J. C. Platter, Schlösser und Burgen in Tirol, Zeitschrift d. deutschen u. österreichischen Alpenvereines 26, 44).
(d) TUB. I/1, Nr. 329 (1172) S. 164. ルードルフ二世の『トマヨーラ特許状』に記された、城塞地図の上に記述の事例の最初のもの。
(e) ルードルフ二世の後継第三回 (III) 編纂。
(f) TUB. I/1, Nr. 426, S. 222.
(g) 読解 (c) の大體の範囲。
(h) TUB. I/1, Nr. 482, S. 270.
(i) A. Jäger, a. a. O., 449.
(j) TUB. I/1, Nr. 483 (1194) S. 271.

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造(二) (若曾根)

- (33) 捷^レ、レ^シcomites de masnataマスナタ、頭の封林用語マスナタmacinata nobilis et gentilis (A. Jäger,
a. a. O., 451) ルヨ^ルセ^ル。ア・ヤ^ルーカー (Jäger) は前者の用例を挙げてゐる。
(34) Vgl. A. Jäger, a. a. O., 451.
- (35) H. Wiesflecker, Meinhard der Zweite, 156, Ann. 3 マスナタを題名の出で、武装した者を見てゐる。
- (36) TUB, I/3, Nr. 946 a, S. 12.
- (37) TUB, I/1, Nr. 484, S. 272.
- (38) 前註 (36) の文書論座。
- (39) 前註 (37) の文書論座。
- (40) ルヨ^ル城塞の兵員に限し次のことを補足してやめた。この[△]兵員[▽]が農民身分をも含んだと思われぬ城[△]の事例は次の通りである。司教アルベルト・ハイニリッヒ・チャハ・ハン間の開城契約の文書 (前註 (36) 論座) によれば、封たる城塞に居住することを許されたのは、既述の小手口、受封者 (ゆよひの相続人) のリスティアーレハド^ルた。しかしそれ以外に、同文書によれば、同教の食料庫管 (celerarius domini episcopi) と、農民がその城塞の上に家屋を建てた場合は、彼の農臣 (rustici) も城塞に住むことを許された。この農民の居住は、▲それが司教の意に適つたときには (si episcopo placuerit) これがねお、從^レ、受封者所属の農民が問題となつたと思われる。すなわち、同教はこの農民が城塞兵力に転化するのを恐れたと見れるのである。こすれにせよ、同文書の末尾には、△同城裏住むすべの者 (omnes, qui super habitaverint) は同教 (ゆよひの後継者) に城塞を開くことを誓つたといふ、ル^シの△omnes[△]は当然農民を含まねたことになる。40.3.2の三題[△]の例を擧げよう。同教ハハーネル^ルハ^ルリコトカバ、ハイハリ^ル兄弟との間の城塞をめぐるハーネル^ル契約 (1103年) の文書 (TUB, I/2, Nr. 549, S. 29) の末尾に次のように記載してある。 concessit eis fratribus dominus episcopus waitas et scaravatis rusticorum illius contracte.... in illo castro facientes ルヨ^ルセ^ル。同教が、耕^ルして堅

与された城塞（あるいは城塞丘陵）所屬の農民（rustici）が当該の城塞を警護するなどを受封者に對し承諾したのである。すなはち、受封者所屬の農民が城塞の兵力たる地位を占め得たことがつかがわれる。

(二) A. Jäger, a. a. O., 94.

(1) 以上、ニッパン・ウルテン伯家の登場した歴史の舞台の一軒を描寫した。そして、この舞台は同時に、ティロール伯アルベルト三世によって招へいされた伯ウルリッヒ・フォン・ウルテンのそれであつたのである。この招くのが伯領フィンチュカウの変容などのように閑わったかはやがて述べることになるが、その前に、じこじ、ティロール伯家自身がその舞台にどのように関係していたかを問題としたい。だがこれに向かうに先立つて、私のウルリヒ招へいの場合と同じ意味を擔つており、協定文書に名を挙げられた一組の証人について若干ふれておきたい。では、協定文書の証人欄を見よ。そこには次のよう記載されている。『in presentia dominorum Adelpetri et Bertoldi fratum de Wangen, domini Reingeri de Sagannes, domini Waltheri de Vac, domini Heinrici de Belmont, Hartwici advocati de Mac, Heccelonis de Zengels, Hilboldi de Swanego, Virici de Scruenstein……』。前面問題とするのは、証人の筆頭に名を挙げられたヴァンゲンのアデルペルト、ヘルトルヌ兄弟である。この在地ヴァンゲン（Wangen）はボーフォン伯領に含まれていた。⁽³⁾ すでに一二〇九年、この兄弟たゞトリヨント司教フリードリッヒと城塞丘陵をめぐるレーホン契約を取り結び、この丘陵に城塞を建設する権利を得た。これに対し、司教はこの城塞に対する開城請求権を確保した。ヴァンゲンの兄弟は、司教のこの権利を保証してやるために銀一〇〇〇マルクに相当する資財を担保に供さねばならなかつた。以上より、ヴァンゲンの領主もニッパンニウルテン伯家と同じ歴史の舞台を背景としていたことがわかる。この点は、ニッパン伯とヴァンゲンの領主とがトリエント司教のレーホン裁判所で相並んで裁判団体の構成員となつたことからもいえる。（例えば一二〇九年トリエン

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造 (二) (若曾根)

トド開かれた裁判所のメハーレートトが、『testes comes Enricus de Piano (Eppan), Albero de Wang⁽⁵⁾』
 1110年ボーランのナーハン裁判所のメハーレートトが、『in presencia comitis Odolrici de Epan et
 domini Adelperii de Wang⁽⁶⁾』と名を擧げられた。他の場合でも、両者は連繋して個人仲間を形づけた。

さて、カトハクンの領主は以上どもとおいて、次にティロール伯家に移る。元来は伯領フィンチュガウが出身ねよ
 び活動の舞台であつたティロール伯家も、しかし早くから、ハッペンリウルテン伯家、ヴァンゲンの領主家がトライ
 ノト司教に対して有したと同じ関係があつた。これを事例を挙げて説明しよう。一ハ四年三月一五日ヨルザスの
 バーゲナウにおいて、ベルバロッサはティロール伯ハインリッヒ、トライハルベルトの求めに応じ、当時匈
 中伯であつたバイエルン大公オットーの判告を得て次のように判決を下した。『二人の伯が一つの伯領を共同して所
 有するときは、一方は他方の同意なくして当該伯領内に城塞を建設し得ない』⁽⁷⁾。この場合、伯と司教とが共同し
 て所有する伯領とは具体的には伯領ボーランを指す。ティロール伯は単独で丘陵『mons supra villa Selsi』⁽⁸⁾
 城塞の建設を企てたが、しかし司教がそれを認めず、かくして国王裁判所への提訴となつたのである。レジド作製され
 れた公正証書の証人欄には次の通り述べられてる。『in presentia Henrici et Odolrici comitum de Piano,
 Adelperii de Burgus, Swikeri et Outi de Monte Albano』。レジドは、ハッペン伯、ヴァンゲンの領
 主の名が見え、当時国王のミリステリアーネハドもいたヤンタルブンの領主たわゆ現われた。ついで、一ハ五年五
 月五日改めて司教は、自らトリノント伯領に裁判所を設置し、ティロール伯ハインリッヒをして同教領を構成した諸
 伯領における城塞建設に關し判告をなせた⁽⁹⁾。この判告を伯は、『裁判所 (curia)』に出席したすべての者の承認を得、
 リアラン・フラン・マルギーネの同意のもとに、次の通り行なつた。(a) 司教が単独で完全に所有する伯領(例
 えばトリノント伯領)では、司教の許可なくしては何人も城塞を建設し得ない。(b) 司教がある者と共有する伯領

(comitatus, in quo societatem vel comunitatem seu aliquid alijud habetis) [例えばボーリング伯領]に
おこつてゐ然ら。((o)) むる者が司教を通して所持し、司教の承認に基づいて完全に確保してゐる伯領 [例えばヨハバ
ン伯領の二分の一の部分] においては、司教の許可がなくとも城塞を建設し得る。((o)) 以上の判告は、司教裁判所の
出席者のすべく (universi de curia per predictum dominum venerabilem Albertum) によって承認され、
判決もついてやれた。

なぜ前年の国王裁判所における判決がほんのまば縛り返えされねばならなかつたかはおのずと明らかであつた。
つまり、国王の判決といふる、多數の世俗領主が証人仲間を形成した特定の組織 (すなわち、司教裁判所 curia)
のもとで改めて確定されねば、具体的な領域 (ラント terra) における在地的・土着的支配関係の中では現実的効力
を獲得し得なかつたのである。それ程までに、王権に対し在地の支配構造が決定的となつていていたわけである。この一
七八五年司教の裁判所では、エッパン伯ハインリッヒ、トリエンント伯領における司教の有力な封臣フランツ・オノ
(Flavon) の伯ペレグリヌスをはじめ、司教宮廷の官房員を除き一六余名の世俗領主 (モンタルバンの領主の名
も見えた) が証人として名を連ねた。確かにこの裁判所集会は同時にレーベン集会であったであろう。しかし、レー
ン裁判所 (ein Lehenshof) は一定範囲の領域が有する在地的支配構造を背景とする事によつて、おのずと上級
ラント裁判所集会 (Landtag) たる構成をとつたのである。され故、司教権力のもとでこの上級ラント裁判所が
組織化され緊密に維持されるとき、ここに、司教のランデスヘルシャフトを語ることができる。

これはともかく、上記の事例より推測するに、エッパン・リウルテン伯家の場合と同じく、ティロール伯と司教との
間に、伯領ボーリングにおける城塞建設をめぐり対立・抗争がそれまで続いていたのである。⁽⁵⁵⁾ それが国王および司
教の裁判所の判決を生んだのであるが、それが実効力を有したか否かはまた別問題である。最後にここで次のことを
確認しておきたい。すなわち、上述したところから明らかなように、エッパン・リウルテン伯家、ヴァンゲンの領主

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若魯根）

家、ティロール伯家の三者は、同一の歴史の舞台において相互に呼応し、連繋していたいじである。これは、具体的には、相互に証人となり、証人仲間を形づくることによって行なわれた。そして、この呼応・連繋を可能ならしめた決定的なモメントは、（二者のおののどいでそれに対する闇わりの度合は確かに異なつたが）大かれ少なかれ一致してトリアノンの同教権力、ないし、テラヘントにかかわらずなく司教座聖界権力そのものであった。

- (22) ウトハゲンの領主はグラウシヒャン出身者であり、上級フィンチュガウ渓谷のブルガイク (Burgeis) ハル根をトーホルした。T. W. IV. Nr. 25. S. 196.
- (23) TUB. I/2. Nr. 592. S. 69.
- (24) TUB. I/2. Nr. 593. S. 70.
- (25) TUB. I/2. Nr. 598. S. 74.
- (26) 例へば、一一一一年テラヘント司教がヨーロッパの市町に於し、騎士身分を得得する所、および騎士身分の者に家庭を売却する所を禁つたのが文書 (TUB. I/2. Nr. 618. S. 91) の端人標記せ、次の名が挙げられてゐる。◀in presentia domini Wollandi prepositi sancti Michaelis et domini Adelperii et domini Nicholai de Egna (Enn) et domini Beroldi de Wangen et Gotesalci de Winec et domini comitis Henrici de Epan》。○○一〇六年のヨーロッパ裁判所の出庭したが（註（22）の文書）。がた註（20）末尾に挙がるヨーロッパ裁判の文書 (TUB. I/2. Nr. 549) の如き。カルム (Gotesalcius de Winec) ルイジアヌー第一館註 (5) や終結。
- (27) TUB. I/1. Nr. 414. S. 212.
- (28) ウトハゲンの領主は Adelperius de Burgus がねトーホル根の文書 (22) の如き。
- (29) 同上と、ヤンタルベへの領主たるナホーレル根の文書 (F. Huter. Die Herren

von Montalban, ZBLG. 11, 343)•

(3) TUB. I/1. Nr. 423, S. 220.

(31) 第一章第一節註(5)の本文以降参照。

(31a) しかし、ティロール伯と司教との城塞をめぐるノーヴン関係の説定、あくまでは開城契約の文書そのもので、少なくとも当面問題としている時期には存在しない。

(32) 例えば、註(3)の文獻、TUB. I/2. Nr. 550 (1203) S. 30° TUB. I/2. Nr. 747 (1219) S. 179 の註人欄参照。

(III) 以上、一二二八年の協定に関わったウルリッヒ・フォン・ウルテン伯、ヴァンゲンの領主、ティロール伯が活動した歴史の舞台の持つ構造原理を尋ねてきた。こゝで最初の問題に立ち返らねばならない。すなわち、今まで述べてきた在地の支配構造を背景としたウルリッヒ伯が、それと異質の支配構造を持つ伯領フィンチニガウでクール司教、ティロール伯間の協定に際し将来起こり得べき紛争の調停裁判官としてティロール伯自身から招へいされたことは、以後、当伯領の姿容にとってどんな意味を持つたか。この意味は次の二点に求められるのである。

第一は、クール司教は、ウルリッヒ伯を調停裁判官に迎えることによりて、司教主宰の調停裁判所組織に浸透していく外部（司教座聖界管区）=伯領のテル西部領域、の外）の勢力を認めねばならなかつたことである。それは次のように説明できる。すなわち、一二二八年の協定のともむやの紛争内容の性格からして、当然本來ならば從来の司教の調停裁判所が設けらるべきははずであったのであり、その場合には、当事者たる司教、ティロール伯のそれぞれに所属したミニステリアーレン（a）、および一六四年の司教の調停裁判に名を見せたヘツィル・フォン・ゼント、ゼンタルバーンのオットー・ヒュルフワイン、エグナー・フォン・コルチュの（b）じと人物に相当したミニステリアーレン（c）（これら（a）（b）のミニステリアーレンは共に伯領所屬のミニステリアーレンという地位にあつたはずである）からなつた判

決発見人団体 (ideiussores) が組織あるべきはずであった。ところが、アルベルト伯はミニステリアーレン身分の者を判告者とするべき方法を望まず、その代わりに伯領フィンチュガウの領域以外から自分と勢力をほぼ等しくしたウルリッヒ伯を招へいするに及んだのであり、このため司教ベルトホルドもやむなくザーゲンスの領主ラインガールスを招かざるを得なかつたものと思われるるのである。⁽³⁵⁾ これを要するに、伯領において聖界、俗界間の紛争解決に当ってきた司教の調停裁判所は、一方の当事者である俗界権力の一層の浸透 (従来の調停裁判への異質な政治権力の導入) によって、やがて、それが妥当した聖界管区単位という従来の枠を崩されてしまう。それは、畢竟伯領における伝来の司教の調停裁判所組織自体の崩壊を意味した。

第二は、ウルリッヒ伯の招へいは、伯領フィンチュガウのラント法的構造が、それこれまで保たれてきた人的要素の点で、徐々に崩壊する過程の重要な契機をなしたことである。ところで、この人的要素は、一方で司教の調停裁判所によって制度的に保証された「ラント・ワインチュガウ」を構成したものであつた。しかし他方で、この要素 (少なくとも領主貴族の仲間、例えばマフチュやブルガイスの領主の場合) は、伯領における上級ラント裁判所であった伯裁判所にも同じく働いていた。つまり、伯裁判所と調停裁判所とは純粹ペルゼーンリッヒに見たときは伯領において重なり合つた存在であつた。これを要するに、人的要素によつて形づくられた伯領の支配構成体 (「ラント・フィンチュガウ」) の中に、この伯領とは全く別の支配構造を持つ伯領エッパンに生活基盤を置くエッパンリウルテン伯家ウルリッヒ伯が引続いて (つまり、司教とティロール伯との将来の紛争解決のために) 特定の地位を賦与されたことによりて、「ラント・フィンチュガウ」は異質な契機をはらんだのである。いわば、伯領における領主貴族の領域団体 (eine Landesgemeinde) の成員の組替えが起こつたのである。そして、ここから生ずる変化は、伯領フィンチュガウをそれとは別の支配領域と徐々に均質化させて行つた。⁽³⁶⁾ その結果として伯領は、的には伯領における従来のラント法的団体の成員仲間を超えた、そして、領域的には伯領における従来の成員の出身在地の一定範囲を

説
論
超えた、より大きな支配構成体の一領域部分を占めるにすぎなくなる。⁽¹⁵⁾ このより大きな支配構成体の中心になったのが、後述するティロール伯のボーツエンにおけるフォーケタイ裁判所であつた。^(16a)

また、伯領フィンチュガウと他の領域との均質化という点では、ウルリッヒ伯の招へいと共に、先に紹介した証人ヴァンゲンの領主アデルペールス、ベルトルドス兄弟にも注目したい。彼らは証人欄では、クール司教によって招へいされたラインケールス・フォン・ザーゲンス、さらに伯領フィンチュガウの領主マツチュのフォーケト家（同家は聖マリエンベルク修道院、および伯領内におけるクール司教座の所領に対しフォーケタイを世襲した。）のハルトウイクス、およびヘツィル・フォン・チエンケルス（Tschengels）⁽¹⁷⁾ それぞれに対し、優位に置かれており、これか推測して、一二二八年の協定において、彼ら兄弟に与えられた役割の大きさを計ることができる。この兄弟の証人として担つた役割は、ウルリッヒ伯の招へいの場合と軌を一つにしているといえる。

ウルリッヒ伯招へい等の背後には、明らかに、ティロール伯アルベルト三世の政治的構想（ein politischer Plan）が潜んでいた。それは、支流諸渓谷を含めたエッチュ渓谷地域（Etschland）のドイツ部分に聖界司教座権力に対し世俗の領域権力を樹立することに他ならなかつた。この構想とウルリッヒ伯招へい等とを結び付けるものはアルベルト伯の個人的資質であった。すなわち、彼は武力を第一とする性急な衝動に駆られること少なく、領域権力形成に当つては一步一步堅実に地歩を固める態度に重きを置いたのである。⁽¹⁸⁾ 従つて、ティロール伯はおのずと、隣邦および近隣の有力者と姻戚関係（Familienbündnis）を築き（例えばケルツ伯家との場合）、あるいは地域的な緊がり（lokates Bündnis）を求める（例えばエッペン＝ウルテン伯家との場合⁽¹⁹⁾）。それらの結び付きを利用して計算高い政治的・商議的取引中心の政策をとつた。ウルリッヒ伯招へいはまさにこの手堅い政策の一つの現われであつたと思われる。

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

(34) H. Wiesflecker, a. a. O., 152—3 参照。

(35) 無論、アルベルト伯が従来の慣習に反して外部からウルリッヒ伯を用いた背景には、すでにティロール伯家が伯領においてクーレ司教に対し、事実上の勢力の優位を誇り得た事情があつたことは疑いない。

(36) ウルリッヒ伯を招へいしたティロール伯自身が、エッバン・ウルテン伯、ヴァンゲンの領主と共に連繫して、伯領フィンチュガウの外部で一個の世界を築き上げていた事情を今一度ここで想起しておきたい。

(37) しかし、このことは、この領域部分（つまり伯領フィンチュガウ）が、後までも特定の慣習法領域としての名を残したこと、を直ちに否定するものではない。現に、確かにモハヤ▲ラント・フィンチュガウの法 (*ius et leges terre*) なる表現は存しないが、**バランチニ・ウルツィ・バランチニ**（*usus terre vallis Venusia*）なる言葉（これも一三三一年を最後とした）は見出された（E. Marthaler, a. a. O., 29）。だが、この▲フィンチュガウ渓谷ラント▼はその國制史的地位の点で、本稿で問題としている伯領フィンチュガウとはすばやく全く別のものとなっていたのである。すなわち前者はモハヤ單に地理的まとまりのいう程の意味しか抱いていないのである。

(37a) 本章第二節註（22a）の本文参照。

(38) 第一章第二節註（20a）の本文以下で挙げた一一九三年のフォーカタイ文書の証人欄を参照。

(39) T. W. IV. Nr. 22, S. 175, Anm.

(40) H. Wiesflecker, a. a. O., 14, 15.

(41) ランステックチャフト形成という長期にわたる難事業の遂行にとっては、アルベルト伯のこの忍耐的精神は貴重であつた。また、ティロール伯は、エッバン・ウルテン伯の場合とは違ひて、自家の損失となるような土地の寄進、修道院の設立とふれぬまいとは行なわなかつたのである（TUB. I/1, S. XXXVII）。これは、當時の騎士社会においては極めて異例のことである。たに違ひない。領邦ティロールを完成したゲルツ伯家出身のマインハルト一世もこのアルベルト伯の政策精神を引き継いだといふに、彼の成功の根本があつた（このマインハルト伯の非騎士的・企業家の精神を、本稿ではしばしば引

用ゐるく汝々ハ・カースフンカー、『マイン・ヘルムト』（一九五五年）は強調し、この書物におかれてのモティーハルツ。

第一節 変容の制度的因素

伯領の変容の制度的因素を明らかにすむにいたる。やせり一一一八年の協定文書が手がかりを与へてくれた。既述の通り、クール同教とテイロール伯との間の協定では從来から懸案の五問題の解決がはかられた。そのうち、第五番目の問題（すなわち、すドリ一一一八年以前にクールのルドルフ同教、テイロールのアルベルト二世間に結ばれたいた協定を遵守すべきか否か）は闇として、協定文書ではやむに次のじとく述べられてゐる。すなわち、この一一一八年以降に取り交わされた協定が固く守らるたために、《同教を代表つて》 dominus Rupertus de Malles やめら dominus Sifridus de Rodunde も、伯を代表つて dominus Ekehardus de Nouadomo やめら Bertoldus Tarantus junior が、（一一一八年以前の）ハーベルト同教とアルベルト伯との協定内容を調査し、せうから確認つたわれがまがない」と。則題問題としだらのせ、テイロール伯を代表つた（ex parte domini comitis）の《ハーベルトドス・タラントス》である。彼には在地が記されていない（また、彼は他の川谷山が連れて《dominus》と呼ばれてゐるところ）ふりのかふ見ても、彼はテイロール伯の極く身近な側近（官僚）の一人であつたことが容易に推察できる。このようにして、ハーベルトドスは、彼の果たした具体的職務を探るといひを通じて伯領の変容の制度的因素を明らかにしたのである。

(1) 一一一八年、ブルクグラーフ・ベルトルス(Bertoldus burgravius sedens in iudicio) は、ウツィンガ

ルテン修道院のラナ（Lana. メラン近郊）の所領に関する修道院側の訴えに基づき、領主エグノー・フォン・アルゲンデ（Alegunde）の判告を得て次の判決を下した。いかなる者も当修道院長の許可なくして当修道院の所領を売買し得ない⁽¹⁾。ヘイロール伯アルベルトの裁判所において、伯に代わって（Ioco domini sui Alberti comitis de Tirol）裁判を行なったとのアルクグラーフ（代官）、ベルトルドスは110年前の協定文書における《小ベルトルト・タラントスマ》の成長した姿を見ることができ。それはともかく、アルクグラーフ、ベルトルドスが下した判决内容は修道院長コンラートがこれを文書にしたためさせた。つゞき、この判决文書にはヘイロール伯アルベルト、伯ウルリッヒ・フォン・ウルテン、およびエッパンニウルテン伯家本家の遺児たち（pueri de Piano comites）のやれぞれの印章が捺された。以上より次の三点が知れる。（a）アルクグラーフの裁判所は伯裁判所の名に基いて設けられたこと、（b）ブルクグラーフは伯の印章を保管していたこと、（c）アルクグラーフの裁判所にウルテンの伯ウルリッヒ、そして本家エッパン伯家の伯が出席したことである。ここから次のことがいえる。すなわち、ブルクグラーフの裁判所は制度的に独立した一個の組織体たる資格をすでに保持していた。このことは、エフチュ渓谷地域（Etschland）の他の伯たちにもよく知られており、やして、上部シヨワーベン所在のヴァインガルテン修道院はこのブルクグラーフの裁判所に対しエフチュ渓谷における修道院所領の保護を求め得た程であり、それ故、ブルクグラーフの裁判所は一種のラント裁判所たる内容を持っていた⁽²⁾。以下では、文書から知れるかぎりでの上記裁判職務以外のブルクグラーフの職務を拾い上げて見たい。

（イ）ブルクグラーフの裁判所は上述のように伯の裁判所として機能したが、同時に伯の財務府でもあった。この点は、既述の通り、ブルクグラーフが、彼自身の管区（burkgravatus）、三つの直轄管領区（prepositura）、都市メランのそれぞれからあがる直接税収入の会計報告を行なう立場にあつたことより知れる。また、次の事例よりわかる。一二一七年アルベルト伯が聖ゲオルゲンベルク修道院から一片のブドウ園圃を買入れたとき、その代金はブル

クグラーフ、マルトルベ・タラヘルベ・ケルマールス・タラヘルベの兄弟の手から修道院に支払わる (summa autem supradictae pecuniae ab Berhtoldo et Engelmaro Taranto fratre eius repetatur) といふが、ついで、その印が文書に作製され、それに伯の印章が捺されたことである。つまり、ブルクグラーフは伯の金庫の保管者でもあつたわけである。やがて、ブルクグラーフは間接税の徴収業務にも携わった。一一二二年アルベルト伯は、ブルクグラーフが從来シタインガートへ修道院のニキナーハー (curtis Dorne. ネーベルマイヤ Obermais 所在) から徴収したいたずら税 (exactio, quam burgravius noster in curte Dorne super quadam quantitate vini hucusque ad manus nostras receipt) を別途課税しなし免除してこなす。

(ロ) ブルクグラーフは公的施設 (特に橋梁) の建設・補修・管理に従事した。一一一〇年チャローネ村にてアルベルト伯は、ハインチガウ渓谷のシラランダー (Schlanders) 村近郊ホーランライ (Goldrain) の橋梁の建設・補修の際に從来シタインガウ修道院に課して来た夫役 (exactio ad faciendum pontem in Schanzzan) を以後免除した。やがて、この夫役免除は、現在任命されたおおきな仕事 (homines nostri seu officiales, quocumque sint seu instituti fuerint) に対する遵守をもぐるべく命じられた。⁽¹⁵⁾ 免除の決定にはばねれたのは場所の一人ひとり、ブルクグラーフ (pucravius)・⁽¹⁶⁾ が出席してこたむと注意しておなじくせざりなし。

(ハ) ブルクグラーフは、城塞ティロールにおける伯の裁判所の書記局を構成した一員であった。直前(ロ)に述べた夫役免除のとおりには、証人および文書の翻訳者としてブルクグラーフ・ツヘン以外に、食料庫番 (celerarius in Tirol) マヌエル・助記係 (capellanus) ロハーネー・書記 (scriptor) ロハーネー、やがてヨハネ・ケルマールス・タラヘルベ (彼のいたどな(イ)を参照) が出席した。このとき作製された文書は、ティロール伯の印章を捺された («sigillo nostro») 捷足文書であった。一一一一年アルベルト伯が土地交換の確認のためにハインチガウ渓谷のマルス村に

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

裁判所を設けたとか、証人の一部にはブルクグラーフ・ルードヴィッヒ、食料庫番エルマンヌスの名が見えており、このとの文書も、伯の書記 (scriba) ウルリッヒが伯の印章を捺して作製した捺印文書であった (Ego Wdalricus domini comitis Alberti scriba iussu eius hanc noticiam scripsi et sigillo suo muniv⁽⁷⁾)。以上の事例からわかるよひに、ブルクグラーフを含めたこれらの者はすべてティロール城塞 (castrum de Tirol) 所属の官僚仲間 (聖職者) であつた。⁽⁸⁾ したがて、この官僚仲間が伯裁判所の書記局を形成したのである。この書記局の中でもブルクグラーフが最も重要な地位を占めた点はねのすと明らかであろう。しかし、同時に、ティロール城塞に設置されたブルクグラーフの裁判所それ自体もこれら一群の官僚によって維持・運営されたことに注意しておきたい。

(一) TUB, I/3, Nr. 1229, S. 267.

(2) ティロール村、リッフィアン村、マイス村、ラナ村等を含んだメラハ (Meran) を中心とするハチニョ渓谷領域部分には聖界施設 (特に上部バイエルン在の修道院) の所領が多く散在した。これはこの領域部分がアドゥ畑の經營に適したものであつた。アドゥ畑の經營からあがる収益に対しては修道院は大いに関心を抱いたに違ひない (Vgl. O. Stolz, Die Ausbreitung des Deutschums in Südtirol, III/1, 101)。従つて、アドゥ畑の所有関係をめぐる紛争の解決には、ティロール村における伯裁判所がしばしば利用され、これが制度上固定したブルクグラーフの裁判所の発達を促した大きな要素となつたと言えよう。

(3) TUB, I/2, Nr. 717, S. 158.

(4) TUB, I/3, Nr. 993, S. 48.

(5) TUB, I/3, Nr. 1107, S. 151。しかし、修道院は、必要時には橋梁の補修用用材 (ad reparationem pontis trabs una) や、また毎年 (ねらへて橋梁の補修時には) 現物宣誓 (duo modii tritici) や納めねばならないかた。

(6) 1113年の文書には証人団 (sacerdotes et clericci Johannes purchgravius, Johannes decanus) (TUB,

1/2. Nr. 645, S. 108, 論草第1節註 (64) 參照) とを挙げられる。

- (一) 前章第一節註 (63) 参照
 (二) ハウス・伯の公証人 (notarius comitis de Tirol) (TUB. I/1. Nr. 454; I/2. Nr. 843)、伯の所領管理人 (comitis prepositus de Tyrol) (TUB. I/2. Nr. 923) 等を文書に名を記せた。

(1) 今がい、ブルクグラーフの職務を紹介した⁽⁶⁾。この職務を通じてブルクグラーフの裁判所(同時に財務府)から一個の組織体が生まれたのである。ここで、問題を先に進めていかなければならない。すなわち、伯領の変容の制度的要素の一つをまさにこのブルクグラーフの裁判所に求めることができるのである。伯の裁判所の機能は時と共にこのブルクグラーフの裁判所に移行した。この移行に契機を与えたのがティロール伯による伯側近の養成であった。この点に関し直ちに氣のつく事例は、一二二八年に名を見せたかの「小ベルトルト・タラントス」の父親が、一二一七年にアーヴィングの代金を伯の金庫から支払った同名のブルクグラーフである⁽²⁾。この一例からもわかる通り、先に述べたティロール城塞所属の官僚の背後には、ティロール伯家の伯たちのもとに宋代にわたって譲り受けられた人材の母体があった。この母体からブルクグラーフ、書記等が任命されたのである。先に、領主身分類似のミニステリアーレン身分と、ファミリアにおいて領主と固定した従属関係にあつたミニステリアーレン身分とが果たしたそれぞれの役割を区別して理解すべきことを指摘しておいた。伯側近を構成したのはまさに後者のミニステリアーレン身分であり、この身分の者は史料上出身在地を記されず伯家自身の実力基盤の中でのみ自らの生計を営み得たのであった。ティロール伯家はこのような側近を数世代にわたって養ってきた⁽³⁾。ここで側近の極く主な者を挙げるところ通りである。(a) 《ベルトルトス・タラントス》、《エンゲルマールス・タラントス》(b) 《ハインリクス・ショパン》、《ウルリクス・ショパン》、《アルベルトス・ショパン》、《コンラドス・トルツィン》、《ベル

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

トルドス・トルラシッハ、(d) 『ハインリクス・グラランデス』、『コンラッス・グララシッハ』、『エグノー・グラランドベ』。このよつて、側近となつた家柄はほん一走して、た。すなわち、(a) タラント (Tarant) 家、(b) シュパン (Supan) 家、(c) トルツッハ (Truttsch) 家、(d) グララント (Gralant) 家がやうである。つまり、ブルクグラーフ職は（ないしそれ以外の官職も）特定の家系によって世襲されていたのである。無論、在地を記されていない以上のような普通の側近と並んで、在地を持つた領主身分類似のミニステリアーレンも伯を取り巻いていた。例えば、ラナ出身 (de Lonan)、ライヘンベルク出身 (de Richenberge)、マイス出身 (de Mages) の者たちである。以上がブルクグラーフをはじめとする官僚の母体となつた側近に關し、文書から直接知り得るものである。かくのことき側近の養成は、ティロール伯家の注目すべき業績であった。

さて、ブルクグラーフの職務の問題に立ち返らねばならぬ。ティロール城塞のブルクグラーフとしては、文書上は確かにすでに一一六三年コンラート (Chunradus prefectus urbis de Tyrolis) なる者が名を見せて、いた。⁽¹⁰⁾しかし、ブルクグラーフの職務および彼の現実の活動が、例えば先に紹介した一二四八年におけるヴァインガルテン修道院の所領をめぐるブルクグラーフの裁判の場合に顯著に表われているように、対外的にもはつきり認められるようになったのは少し後のことになるとと思われる。この点の参考となる事例を挙げたい。それは既述したボービエン村、ケラー村間におけるアルメンデ分割の協定文書の内容に関わる。これによれば、分割されたアルメンデにつき協定の違反が起つた場合を予定して次の取極めがなされた。すなわち、違反者からは罰金 (bandum) が徴収されるべきであるが、この罰金額のうち三分の二はトリエント司教に、三分の一はティロール伯（伯は當時ボービエン伯領に対する司教のフォーエクトであつた。）に帰属すべきである、と。そして最後にこれに關して、『当分割協定に違反するいかなる者に対してもわれわれは罰金徴収の権利 (bannum) を放棄する」ときことは行なわないとの誓約が交わされたが、この誓約を行なつたのは一方は司教であり、他方は前述の側近連の一人『ハインリクス・シュパン』で

あつた。伯自身はこの分割協定には出席しておらず、『ハインリクス・ジュバン』が伯に代わっていたのである（*pro domino suo comite Adelpreto de Tirol*）。伯領ボーツェンに対するフォーグタイの権限内容に立ち入り、それにつき或る決定を下すに到つたこの分割協定の場で、司教の面前に現われたのがティロール伯の一介の側近であつたことは注目すべきである。すなわち、ここにはじめて、この側近が當時行使していた対外的にも独立した（アルクグラーフ）固有の職権を認め得るからである。⁽¹⁵⁾ このように、伯の側近（特にアルクグラーフ）が伯に代わつてトリエント司教と対等の法的地位に立ち得るまでに成長した時点（この事例によれば一九〇〇年）において、伯の裁判所は側近（特にアルクグラーフ）の裁判所へ移行したといえる。⁽¹⁶⁾

以上のように、アルクグラーフの裁判所は一二世紀後半以降における伯の裁判所の発展形態である。この裁判所が組織されたのは端的に次のことを物語るものである。すなわち、ティロールの諸伯（特にアルベルト伯）はこの間にかにボーツェン伯領に自らの活動力を集中させていたのである。換言すれば、ティロール城塞に裁判・行政のための特別の官僚を代理人として置かざるを得なかつた程、伯はティロール村には不在勝ちであった。換言せば、彼は多忙を極めていたわけである。⁽¹⁷⁾ 従つて、このような背景のもとに組織・整備されるに到つたアルクグラーフの裁判所は、もはや単に伯領フィンチニガウにおける伯の裁判所たるの領域的な枠を超え、一三世紀以降第一義的にはますます、ボーツェン伯領におけるアルベルト伯の領域権力の樹立のための揺るぎない支柱を意味するようになった。ボーツェン伯領への伯アルベルトの権力進展の背後には、アルクグラーフの裁判所権力が彼の支えとなつていたのである。アルクグラーフの裁判所は、いうまでもなく、確かにアルクグラーフなる伯の代官個人の主宰したのであった。しかし同時にそれは、既述しますます充実する官僚群ないし官僚装置を得ることによつていわば「伯府」（*Hofgericht*）へと転化した。⁽¹⁸⁾ これに対しもはや、伯裁判所ないしアルクグラーフの裁判所は、伯領フィンチニガウに定住した領主仲間（*Slandesgenossen*）によりてのみ支えられ、この意味においてそれに、「ラント・フィンチニガウ」を構成

し得た最初（はが）11世紀末期（かじ）の意義を失なつてになつたのである。

(9) K・ラヘトレスは、ブルクグレーツ (der territorialen Burgräften) は軍事的、財政的ではあるが、しかし城郭

官ではなつてゐた (「ブルクグラーツは鐵頭鐵尾をもつた單に封君 (Herr) の侍従 (Diener) とよばれる」) (Deutsches

Wirtschaftsleben im Mittelalter I, 1369—71)。

(10) 1117年の威文書の証人標記せ **Bertoldus Tarant.** Bertoldus filius eius (TUB. I/2. Nr. 701, S. 149)。

(11) 第一章第二節註 (5) の本文参照。

(12) H・ウィースフライカッカーザのやつた裡近たちを **フアリアーン** (Familaren) と呼んだ。彼の隸士取分の稱を道を閉ざれ、全く主君の体様支配の下にといめおかれたが、しかし裁罰・行政の要職に就いた (H. Wiesflecker, Meinhard der Zweite, 156—8)。Vgl. H. Niese, a. a. O., 130—131。

(13) 次の諸文書の証人標記参照。TUB. I/1. Nr. 293, 454, 455, 456; TUB. I/2. Nr. 622, 701, 717. 年代は1144年から1177年。

(14) ひの **ハインリック・ショーハム** は、フランク伯ウルリッヒ、ウナハゲンの領主トマロの孫で、一一九〇年前後数年間若あドイロール伯アルベルトの後見役を勤めたことがあつた (TUB. I/1. S. XXXVI—XXXVII)。

(15) 極く少數の者のみ例示したじつあつて、たゞ、ヤハタルマンの領主たる一一九〇年頃の **トマロ** と名ひ篤密な「ルテニアーレン」關係を維持した。以上より云ふれば、註 (13) に挙げた文書以外にわざ TUB. I/2. Nr. 612, 645, 679 の諸文書の証人欄を参照。

(16) TUB. I/1. Nr. 280, S. 131.

(16a) 第一章第二節註 (5) の本文参照。

(17) ▲ハインリクス・ジニバン▼が司教の面前に現われたのはおそらく註(14)の事情があつたからと思われる。しかし、一九〇〇年のこの協定には、共同後見人たるエッベン伯もウランゲンの領主も出席しておらず、すべて▲ハインリクス・ジニバン▼に委せられた形となっている。従つて、彼の出席は後見人としての伯の代理という以上に、彼自身の職権によるところが大きかったといわなければならない。

(18) ▲ハインリクス・ジニバン▼が果たしてブルクグラーフであつたか否かは文書団体からは知れない。しかし、たゞそ彼がブルクグラーフでなくとも、およそブルクグラーフの職務は、先に述べた通り（（一）で挙げた（ハ））、伯の側近仲間によつて支えられていたのであり、この意味でブルクグラーフの裁判所は、もつと一般的に「側近の裁判所」とも規定できる。

(19) Vgl. T. W. IV. Nr. 1, S. 2, Ann.

(20) これを後世「三重紀末期の史料用語」示すならば、「*Prurgravatus Tyrolis*」（チロールのブルクグラーフ府）（O.

Stolz, a. a. O., III/1, 105）である。

(21) ランデスヘルの裁判所（Hofgericht）に関して、O・ブルンナーはかつて次のように述べたことがあつた。「ランデスヘルはつばつぱ、ヘット裁判集会（Landtagding）を擅能せむ、あらゆる法の争ひをランデスヘルの裁判所（Herren-gericht, Hofgericht）に持ち込ませぬ」と読んだ。しかし、これが成功したときでもあるなくランデスヘルの裁判所には、この裁判所のランデス法的な性格が再び貫ぬかれた」（O. Brunner, a. a. O., 237）。確かに、ブルンナーのこの見解は、第一に彼が主張する「ランド」論に対し、第二に彼の「等族國家」論に対しわれわれの理解を深めるためにもきわめて重要な意味をもつものである。それにもかかわらず、ランデスヘル、あるいはランデスヘルたらんとするベルの裁判所（Hof-gericht）において、繰り返し行なわれた先述▲ファミリアーレン（個近）の再生産ないし養成なる現象には、やはり注意を払つておかなくてはならない。さもないと、将来ランデスヘルたらんとするベルによる領域権力形成の基盤が何にあつて、それがいかなる形態をとつて発展するかを考える場合の指標を見失つてしまつ恐れがあるからである。

(II) 暇遠のように、ティロール伯アルベルトはティロール城塞に不在勝ちであり、この間、伯領ボーツェンの獲得に力を注いでいた。そしてこの現われが、伯がボーツェンにおいてトリエント司教と共同して設置したラント裁判所(*placitum legale, claeichtding*)であった。従つて、次にこの裁判所の性格をめぐる問題に一步を進めなくてはならない。すなわち、このラント裁判所に伯領フィンチュガウの変容の制度的要素の別の一面を求めることができるからである。^(註2)

伯によるこのラント裁判所設置は、彼がトリエント司教から得た、ボーツェン伯領に対するフォーケタイ(*advocatio*)に基づいていたと思われる。このフォーケタイは、例えばマツチューの領主家が聖マリエンベルク修道院の修道院フーエルタインを獲得していたという場合のフォーケタイとは、その権原内容の点で性格を異にした。つまり、先ず修道院フーエルタインについていえば、フォーケタイは修道院が所有した土地にかぎつて権利を行使し得たにすぎないのである。無論、フォーケタイがこの土地を超えて他人の領地にまで権力を及ぼすことは稀ではなかった。しかし、この場合でもフォーケタイは、もっぱら自らの実力に恃み別の領主(これもある土地領主のフォーケタイであり得た)に対する競合の中ではじめて、本来より拡大した地位・権勢を獲得せねばならなかつた。^(註3) 従つて、フォーケタイが領域的裁判権をも取得し得るか否かは全く事実的な経過に依存したのである。これに対し、伯領ボーツェンに対するティロール伯のフォーケタイの場合には、伯は事実的経過を持つまでもなくただ形式的、法的資格・権原の名のもとに当初から領域的裁判権を行使し得たのである。けだし、既述したごとく、ボーツェン伯領において、すでに司教のレーベン裁判所(これ自身一種のラント裁判所たる資格を有した点はすでに指摘しておいた。)が在地領主層に対する支配の支柱たる地位を占めていたのであり、伯自身はさらにこの在地的支配構造を、フォーケタイの権原を行使し自己の領域権力樹立のために活用し得たからである。これは伯にとって極めて有利なことであつた。^(註4)なぜならば、ボーツェン、ケラー地域におけるラント法的構造、すなわち在地領主層の支配・保護関係の重層に直面したとき伯は、自己の

事実上の勢力をボーヴェンの領主層に対し（司教のボーヴェンのレーベン裁判所を通じて）法的に認めさせに足る有効な権原を先ずもつて提示し得たからである。

この点はある程度具体的に示してくれるのが、ボーヴェン村とケラー村との間の、しばしば本稿で取り上げたアルメンデ分割協定（一一九〇年）である。このときの文書には次のように述べられている。『〔分割協定の一方の農民団体所属の〕誰かが彼の主君の命令あるいは同意のもとに、この場で協定された事柄につき他方〔の農民団体〕に対し破約を敢てしるいは違反する場合には、当の本人はヴニロナ貨幣一〇リップラの罰金を支払い、一方これとは別個に、彼の主君——本人はまさしくこの主君の命令あるいは同意に発して協定に違背したのであるから——ヴニロナ貨幣五〇リップラの罰金に服すべきである』。この『彼の主君dominus suus』とは、ボーヴェン村々民あるいはケラーベル々民個々の土地領主と見なしてよい。同文書には次の趣旨のことが述べられている。協定に違反して他方の側所有のアルメンデを侵害した者が、農民(rusticus)の場合はヴニロナ貨幣一〇リップラが、これに対し市民(burgensis)あるいは騎士(miles)の場合には五〇リップラが科せられる、と。以上より、この五〇リップラの金額の罰金という同じ規準から見れば、先述の『dominus』には具体的には、ボーヴェンの市民およびむろわけ村の騎士が規定されていたであろう。⁽⁵⁾ 以上の罰金は、その三分の一がフォーケタイの権原に基づきティロール伯に帰属した。このように、伯は伯領フォーケタイを権標として、村の農民に対してはいうまでもなく、村の領主個人に対してでも他の者の有しない上級の権力を及ぼし得たのである。この上級権力はさうに刑事裁判権の行使の中に具体的に顕現した。すなわち、騎士、市民、農民のいずれの身分の者もアルメンデに含まれた森林に対し放火を企てたときは、財産刑および手の切断刑(pena et amputatio manus)に処せられ、あるいは、司教からその刑罰をそれ相応の金銭で贖わねばならなかつた。この贖罪金の三分の一もフォーケタイに帰属したのである。

ところで、ここで注意しておかなくてはならないのは、村の土地領主に対しても行使し得た伯領フォーケタイに基

べく上級権力は、あくまでも法的権力 (die rechtliche Gewalt)・形式的権原 (der Rechtstitel) もこれに依頼したにすぎない（しかし、権原それ自体も大いに権力を持った点は忘れてはならない）。やがて、何がそれを実効力あらしめたか。されば、いつまでゆゑく、ブルクグラーフに任せた伯の実力基盤である。ティロール城塞の周域の領域に集積された豊富な直轄領およびフォーアクタイを背後にし、充実する官僚群に支えられたブルクグラーフの裁判所である。伯のフォーアクタイは、この裁判所権力によってはじめてその現実的な力を与えられたのである。

以上伯のフォーアクタイ裁判所の権限内容にふれましたが、それでは、この裁判権が妥当したボーツェン伯領は元来は一体何によつてまとまりを維持してきたか。以下ではこれにふれるふじと、伯領ボーツェンに対するティロール伯のフォーアクタイ裁判所の有する一層の意義を明らかにしておきたい。

一〇六五年なよし一〇七七年ボーツェンの伯ウルリッヒはボーツェンに裁判所を設け、裁判団体 (conprovinciales ad suum presidatum pertinentes) の同意を得て、ヴァイエンシニテフーン修道院所領の農民が従来負担つゝやめた夫役 (servicii debitum) を免除した。⁽²⁾ このときの證人に、アロヴィンキア・ボーツェン出身 (de ipsa provincia) の川名の者が、他の息子、司教補佐 (suffraganei) 数名、夫役負担者 (plufidaris) やよだ修道院フアミリア出身 (de nostris) の者と共に名を見せた。この事例から次の二点が問題となる。(a) この免除された夫役はこの文書で《plufida》と記されている。さればおむね《plevium》のより義務・負担という意味であろうが、具体的には何を示すか。(b) ベプロヴィンキア・ボーツェン⁽³⁾を構成したモメントは何か。これらの問題の解決にとって好都合な材料は、この文書とほぼ同じ内容の同時代（一〇七八年ないし一〇八二年）の文書に求められる。これによれば、トリエント司教は、エーベルスベルク (Ebersberg) 修道院がボーツェンに所在した修道院のブドウ畠より從来から収めてきた公的負担 (publicum debitum) を免除した。この免除に際して、司教はボーツェンの伯フリ

ーニャンスおよびボーネンの市民 (Pozanenses cives) の同意を得た。証人の一部には、ボーネン都市の第一審裁判官 (scabini de eadem villa) 21名が現われた。以上の文書の内容より、先述(2)の*plufidae*とはひじにいう公的負担を指し、具体的にはそれは、ボーネン近郊のアイザック (Eisack) 渓谷の橋梁 (pons Ysaci) に対する修繕等の夫役を意味した。この橋梁補修の夫役の具体的な内容については、後世一二三九年の文書が明らかにしてくれる。⁽²³⁾ それによれば、ボーネンでラント裁判集会 (これにはボーネンおよびケラーの村のすべての住民が出席すべきだ) あり、欠席者は一〇リブランの罰金を伯に支払わねばならなかつた。がティロール伯 (ないし彼の代理人たるボーネン・ラント裁判所の裁判官 iusticiarius) の主宰のもとに開催されており、そこで、ボーネンに所領を有した土地領主たち所属の個々の管理人、あるいは個々の土地の所有者が橋梁補修のために提出すべき用材の量、あるいは納付すべき金額をめぐり、詳細な判告がなされた。

先述一二世紀後半期において、ボーネン都市の市民はこのようないくつかの橋梁補修等の夫役の管理に携わっていたのである。従つて、修道院がこの夫役を免除されるにつれては、当然市民が関心を持たざるを得なかつた。このため、夫役免除につき市民の同意が求められたのはたやすく理解できよう。一〇六五年ないし一〇七七年の裁判団体 (comprovinciales) の主要な構成部分は依然ボーネンの市民であつたと見てよい。このように、*アロヴァインキア*・ボーネンの構成上の中心には都市ボーネン (トリヨント司教の司教都市)⁽²⁴⁾ が存したのである。否、都市ボーネンによりてはじめて、ボーネンの*アロヴァインキア*はそのまとまりを得たのであり、当時 (一一世紀) 都市自体が*アロヴァインキア*を構成したとする著えてよい。⁽²⁵⁾ このボーネン都市に永く橋梁等の公的施設の管理が任せられてきた。さらに、このような公的施設に対する監督権は、一世紀における伯の権力の主要な部分に属したのである。(これは後世一二三九年の先述の文書からよく知られる) これを要するに、伯領ボーネンは、ボーネン都市をもともの本来的な構成要素としていたのである。⁽²⁶⁾

以上よりティロール伯の伯領ボーツォンに対するフォークタイは、農村部 (provincia) と共に都市ボーツォンに対する支配へと発展してゆくメントを内存させていたことがわかる。それ故、伯がボーツォンにラント裁判集会を開けたことは、伯の都市支配についても大きな意義を持つはずのものであった。一一〇八年二月七日ティロール伯トリエンント司教との間に、ボーツォン都市市壁内にある故ドニス・ブルナルディスの息子たちウルリクスとコンラーデスとの家の前で、開催された裁判集会に関する文書には、《ボーツォン(都市)における伯の裁判庭 (iusticiarius comitis)》、および《ボーツォン都市におけるティロール伯の行政官 (sullaiz Tirolensis comitis apud Bauzanum)》の名が挙げられる。この裁判集会では、伯領ボーツォンに対する伯のフォークタイの伝来の権限内容を構成した主要な次の三事項、すなわち、① 刑事（高級）裁判権（《逮捕された窃盜犯は、逮捕されたときに所有していたすべてのものと一緒にティロール伯、もしくは伯の代官 (sultaiz de Formiano) に引渡される。そして、伯もしくは代官は窃盜犯に対して裁判を行なう義務を有する》）、② ボーツォンの橋梁の補修に対する監督権（《裁判賃租 (racionis pluvium) はティロール伯に帰属する。但し、この賃租のうちブドウ酒三樽は除かれる。これは、ボーツォンの橋梁 (pons de Balzano) の補修作業に際しそれ》）に廻されるべきである）、③ 徴収された罰金 (banni) 収益の1/10の1/1の收取権、以外にないに、④ 《伯は、ボーツォン都市市壁の内および外に統一的な度量衡 (universa mensurae) を定め、それを課すべしであり、この度量衡に関して〔争いあるときは〕裁判を行なうべし》などが、特に判告の対象となつたのである。この最後の点にも、都市ボーツォンに対する特別の人材 (iusticiarior) も (sultaiz) の登用と共に、ティロール伯がボーツォン都市に大きな関心を示し、自己の支配をそれに押し及ぼしたといふことができる。このようにして、都市に対する支配をその基軸に求めようとしたフオーライ裁判所は、伯の実力基盤——「伯府」とも呼び得るブルクグラーフの裁判所 (Hofgericht) ——に支えられつつ、広大なトリエンント司教領のドイツ的領域部分に対し、世俗の領域権力を貢ぬこととする伯のランデスヘル

説論 シャフツブルクの壁石たる役割を担て得たのやある。心つゝ、このオーバーカウニティ裁判所は、ローテンブルク渓谷領域のドイツ(42) 城郭にねむる上級ラント裁判所 (ein oberes Landesgericht) の発展する力をすこしに同様であった。

- (21) 一一八五年にトリュンハウト司教が国王の司法を取仕し、ヨーロッパ伯領の共同所有、やむちの城塞建設をめぐり、改めて判決を下したとせうだにそれにおこった。本章第一節註 (39) 本文参照。
- (22 a) 本章第一節註 (37 a) の本文参照。
- (23) この点は、既述一一九〇年のタルメンツ分割の確定文書 (TUB. I/1. Nr. 459) から知れよう。しかし、伯がブリックヤハの司教領に対するフォーラクタマ (advocatia Brixinensis ecclesie) を授けられた頃の文書 (一一一〇年頃。TUB. I/2. Nr. 594) は現存するが、ヨーロッパの司教領に対する最初の文書そのものは残っていない。
- (24) 第一章第一節註 (83) の本文、註 (84) 参照。
- (25) Vgl. O. Stoltz, Geschichte des Landes Tirol, S. 456.
- (26) 第一章第一節註 (82) の本文参照。
- (27) ヨーロッパ村、ケーラー村には修道院やばじゆかる数多くの土地領主が所領を有つたといは、それがい述べたといふのが知れよう。また、この地域にねむる前註 (2) に指摘した事情が妥当した (Vgl. TUB. I/1. S. XV)。
- (28) 第一章第一節註 (3) 以下の本文参照。
- (29) TUB. I/1. Nr. 85. (この由は司教の任命にかかるだ。)
- (30) いれば、一一三二年に▲テラ・ヨーロッパと呼ばれた (前章第一節註 (80) の本文を参照)。されば、この地域の領域内がヨーロッパが独立して特徴的なことを表わしてしま。
- (31) TUB. I/1. Nr. 97. (このように記せる由の司教の任命にかかる。)
- (32) TUB. I/3. Nr. 1100. S. 141 ff.

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

(33) F. Schneider, Die Entstehung von Burg und Landgemeinde in Italien, 58 や参照。

(33a) しかゞ、この點を以て、必ずしも「都市ヨーロッパ」が都市法を整へられた厳密な都市である必要はない。専業、耕市に發展・昇格する單純な商人居住地区をやむを得ず含めしなくて、「ヨーロッパ都市」の場合は然り。

(34) テルアベ以南、北部イタリヤの諸都市は、聖職同教かムスリムの権利をつねに譲被され、これの行使に当たる（J. Ficker, Forschungen zur Reichs-und Rechtsgeschichte Italiens I, § 120）。

(35) 伯自身も公的施設の整備には多大の関心を払ひたと思われる。特に橋梁施設に対する支配は、それ自体や關稅徵取權、道路支配權をも含んだからである。

(36) その点、ヨーロッパ伯領はフィンチュガウ伯領と決定的な違いを見せた。マラ、(Meran) が都市 (oppidum, burgum, civitas, stat) と呼ばれたのを、亘年紀になつて以後ある (O. Stoltz, Die Ausbreitung des Deutschums, III/1, 114)。

(37) TUB, 1/2, 574, S. 54—55.

(38) 彼は、トロイアハト伯領の裁判区管理人 (gastaldio de Formiano) である、〈都市ヨーロッパに付随する伯領 (マラーハトナト) 〉とのおこし (ad partes Bauzani seu in comitatu ibi pertinente) 、ハハト裁判所を設置した。

(39) しかし、裁判集会で、彼はトロイアハト司教所屬の裁判区管理人 (gastaldio Tridentini episcopi in Formiano) 、同じ人物であるべきである (兼任トロイアハト) と判告された。

(40) 一般ビフォーカタイそれ自体に夫役徵收權が含まれてゐた (例えは servicium consuetum de placito advocati) TUB, 1/1, Nr. 325, S. 160. の表現を見よ)。

(41) ラントスヘルたるべとあるくもが都市を掌握するひとが、農村地主權と並びて統治の意味を持った (やれば、例えは賦課税、間接税の徵收に見られる) 点は異論はなこじあら。

(42)

一三世紀後半期に於いても貴族、ニーステリアーレン、市民、農民はボーフェンのこれら四身分に対し共通の管轄権を持つハーハム裁判官によりて裁判を享せ(しておつ)、テヤロール城塞の伯のブルクグラーフが同時にこの裁判官職に就任していた。しかし、一四世紀にはボーフェンの裁判所は貴族の身分裁判所 (Adelsgericht) に転化した。それは次の事情に基いていた。すでに繰り返し述べたように、ボーフェン＝ケラーの領域はメランゴニヤロールの領域と同様領主貴族層が大きな展開を見せた場所であり、また、その領域は周囲の群小の領主裁判所にとっての中心地でもあったことから、ボーフェンにザラントヘルの裁判所 (Hofrechtl) が容易に発達した。この裁判所を主宰したのがエツチニ渓谷地域のラント長官 (Hauptmann an der Etsch) やめた。この職に就いたのが名門有力な貴族たちであったため、ブルクグラーフはこれら貴族に圧倒され (ブルクグラーフの裁判所は、ランデスヘルがティロール城塞に住まなくなつたためインスブルックの大公裁判所に移行した)、やがて、ボーフェンにおいてメランゴニヤロールの領域を含んで、ラント長官のもとに二つの領域共通の貴族裁判所が組織された。それは民事事件を取り扱つた (T. W. IV. Nr. 24, S. 190)。後世領邦ティロールが *Grafschaft Tirol an der Etsch und in dem Inntal* に陞せられたとき、一方の *An der Etsch* には、ハッチャのラント長官の裁判所 (ねむらひの権力が妥当した領域) が意味されてゐた (O. Brunner a. a. O., 229)。

(四) 40) 以上のことをオーフタウを権原とした伯の裁判所は、今やどのような権力を新らしく生み出したか。最後にこの点にやれておかなくてはならない。そしてここで、本章の最初に挙げたクール司教、ティロール伯間のかの協定文書の後段に新たに眼を向けよう。これによれば、クール司教座に所屬し、伯領フィンチュガウの領域内に住む人民に対する刑事裁判権 (*四肢切断の刑罰、血による復讐* に属する刑罰 (truncationes membrorum vel penae ad vindictam sanguinis pertinentes) を持す権利) の帰属をめぐる司教と伯との長年の争いは次のじみく解決を見た。すなわち、司教が伯に対し国王の面前に出頭するよう命令したとき以後六週間以内に、伯は国王の面前に出頭をなし、その場で司教が刑事裁判権に関する自己の特権状を提示し、あるいはそれ以外の根拠を擧げて裁判

権所有の証明をなす。そして、司教がこの証明に成功したときは、**「伯は刑事裁判権に含まれたあらゆる権利から完全に遠ざかし得べきである。」**〔しかし〕伯はその他の事項については、彼の所有する伯領の権利を行使する〔ことが可能〕る。この「伯領の権利(ius comitatus)」なる表現に注目せねばならない。この「伯領の権利」の一部にはやむを得ず、文書の述べるところから推測すれば、当協定で問題となつていたとき刑事裁判権も包含されていた。⁽⁴³⁾では、**「伯領の権利」**はそれ以外いかなる権利を含んでいたか。

「伯領の権利」の同時代の別の例としては、文書上トリエント司教領においては見あたらないが、ブリクセン司教領から次の二点を挙げ得る。① ティロール伯アルベルトは、彼がブリクセンのノイシュティフト修道院に対して、シカトラッサーの土地 (predium illum de Strazze) に「伯領の権利」の名において行使して来たすべての権利 (omne ius meum) を免除した (一一一五年。⁽⁴⁴⁾)。このとき次のように述べられた。『伯は、その土地から、裁判期日における調査・糾問のことを (iam in inquisito quam in inquirendo)、「かかるるのをも強要しない」と。』従つて、この場合は、「伯領の権利」は裁判貢租の徵収権を指したと思われる。② アルベルト伯は、ノイシュティフト修道院が修道院の設立者ライムベルトスから譲り受け、ついでライムベルトスに改めて授封した土地 (allodium) を、「伯領の権利 (omne ius comitie)」および「隣人仲間の共同体が有する権利 (omne ius communitalis convicinorum)」から解放した (一一一七年。⁽⁴⁵⁾)。この場合、「伯領の権利」(この内容は、同時に村の共同体の有する権利の内容でもあつた)は、おそらく公的施設 (例えば通路、橋梁) に対する夫役賦課権を指したと思われる。

以上の概観からわかる通り、刑事裁判権、裁判貢租徵収権、夫役賦課権等のあまざまな内容の個別的権利は、「伯領の権利 (ユス・コミターツ)」なる統一的表現でもつて一つの概念に包括されたのである。この表現には、聖界が有する世俗的権力 (例えば、クール司教座の場合は史料上、**「ius ecclesie Curiensis」**と表わされた) に、ティロール伯が個別的権利を聖界司教座に向かつて主張する際に依拠した権原 (Rechsttitel) が明示的に対置されて意

味されている。いわば、**ヘヌス・コミタートス**は伯権力を象徴する権標といえよう。このようにして、協定文書でそこにおける刑事裁判権の帰趨が問題となつて、いた伯領フインチュガウ（すなわち、フインチュガウとウンターエンガディンの両渓谷）は、ティロール伯が別の伯領（先述の事例によれば、ブリクセン司教領を構成した伯領）においても行使した**ヘ伯領の権利**なる統一的権力の妥当する単純な一つの地域へと転化していくのである。

先に、**ヘ伯領の権利**は伯権力の象徴的表現と述べておいたが、この象徴という点に關し、一つ付言しておこう。それは、直前①で紹介したブリクセン司教領における**ヘ伯領の権利**を謳つた文書（一二二五年）には、ティロール伯アルベルトは、*Ego Albertus dei gratia comes de Tirol*と呼ばれていることである。普通司教に慣用のこの**御神のために (dei gratia)**なる呼称は、すでにもう一二一三年にティロール伯によって使われていた。⁽⁴⁶⁾これは、伯が、聖界管区で司教が所有したものと同じ権力の俗界における行使を聖界から認められていたことを想わせる。同時に、その呼称は、**ヘ伯領の権利**がいわれる場合と同じく、あくまで司教座権力に対抗せんとした伯の基本姿勢を端的に示すものである。

以上二つの言葉（**ヘヌス・コミタートス**、**ヘディ・グラティア**）に表明された伯の諸権利は、すべてもともと、トリエントおよびブリクセンの司教に所属の諸伯領に対する伯のフォーケタイに基づいていたのであり、これに端を発したのであった。⁽⁴⁷⁾このようにして、エツチユ渓谷地域のドイツ部分において、ティロール伯の勢力を司教と対等の法的、あるいは権力的地位にまで高めた伯領フォーケタイは、伯の領域権力樹立にとりいかに大きな役割を果たして、いたばかり知れないものがある。このフォーケタイの権原に基づいて設けられた、ボーツェンにおける伯のラント裁判所では、フインチニガウおよびウンターエンガディンの渓谷を含んだもつと広範囲の領域の領主貴族、ミニステリアーレンに対する組織化が進展していった。しかし他方、ボーツェン伯領におけるラント裁判所設定権者の片方であり、ボーツェンの都市君主であったトリエント司教と、ティロール伯との激しい争い（それは、トリエント司教領

の従来通りの維持ないし充実かティロールの統一ラントの形成かに係わる）は、一三世紀後期依然否一層進行していった。じと、興味つきさせぬ歴史叙述の舞台がひろがる。だが、伯領フィンチュガウの構造とその変容とを通じて、ティロールにおけるランチスベルシャフトの成立の萌芽を問題としてきた筆者は、じとが筆を擱かねばならぬ。

- (33) Vgl. O. Stoltz, Das Wesen der Grafschaft nach den Tiroler Urkunden, Tiroler Heimat, NF. 11, 50f.
- (44) TUB. I/2, Nr. 843, S. 257.
- (45) TUB. I/2, Nr. 885, S. 294.
- (46) TUB. I/2, Nr. 645, S. 108.
- (47) Vgl. H. Wiesflecker, a. a. O., 16.
- (48) „... ego Albertus dei gratia comes de Tirol et advocatus...“ 既に述べたように注目されたる (TUB. I/2, Nr. 885)."

以上で第二章伯領フィンチュガウの変容を終える。これを要約すれば次の通りである。伯領の変容の人的要素としては、ティロール伯による伯ウルリッヒ・フォン・ウルテンの調停裁判官への招へいが重要である。けだし、伯領フィンチュガウとは相異なる在地の支配構造に立脚してきたウルリッヒ伯が伯領における裁判集会に招へいされることによつて、伯領はわれわれが規定した、その人的構成要素の面で別の領域体と均されるに到るからである。次に、伯領の変容の制度的要素としては、第一に伯の代官、ブルクグラーフの裁判所、第二にボーツエンにおける伯のフーアクタイ裁判所が重要である。けだし、後者は、豊かな財源を持ち充実した側近（官僚）群を備えたブルクグラーフの裁判所権力を実力基盤として、伯領フィンチュガウの領域を含みざるにそれを越えたより広い範囲の領域体の

むすび

中心となつたからである。この裁判所によつて、エッチュ渓谷地帯における伯の領域権力樹立のための確固とした第一歩が築かれた。このエッチュ渓谷地帯が後世領邦ティロールの本来の枢要部であつた。

本稿の冒頭で次のように問題を提起しておいた。大公領においては、大公権力は当初から存在する一つの上級ラント裁判所 (ein oberes Landesgericht) 組織に体現されており、同時に、この裁判所が大公領の名のもとに統一ランクトを構成していた。これによつて、大公領は後世領邦国家にそのまま結び付くことができた。これに対し、領邦ティロールはさながらの部分から新しく形成されたランクトであり、従つて、当然もともとからは、後世領邦ティロールをなした領域全体に妥当すべき一個の上級ランクト裁判所なるものは存立してはいなかつた。それでは、後世の領邦ティロールの領域となつた場所では、後世の上級ランクト裁判所に相当すべき裁判所は、幾個かの伯領の領域が一つに結び付き、一つのランクトを生む過程で、いかなるしくみにおいて形成されていったか。本稿ではこの問題に、伯領フィンチニガウのランクト法的構造の三つのモメントを分析し、ついで、伯領の変容の契機を求める通じて取り組み、その結果、次の二点の結論を得ることができた。

第一の結論は次の通りである。伯領フィンチニガウが一方でその独自の支配構成体としての生命を失う過程において、しかし他方で、ブルクグラーフの裁判所が時と共に独立した一つの組織体として成長し、ついで、これを実力基盤としてエッチュ渓谷地域のドイツ部分 (後世領邦ティロールの中心部分) には、ティロール伯の上級フォーカタイの裁判所 (ボーツエン在) が設置された。そして、この裁判所 (これは大公領における上級ランクト裁判所に相当するものといえる) が、次の時代 (一二世紀後期) に一層発展した広範囲の領域権力の中心となつた。この結論に到達

することによって、上級ラント裁判所の形成の点で、大公領を中心とした従来の領邦国家史に対して、一つの補完を行ない得たと思う。

第二の結論は次の通りである。伯領フィンチュガウの領域内部においては、後世に下級ラント裁判団体および裁判区として掌握されるはずの素材が、伯領それ自体がその独自の生命を失った後にも、発展的に存続した。この素材とは、ティロールの伯家が、在地の有力者（この者は他方で伯領のラント法的構造に関わり合っていた。）を伯のミニステリアーレンとすることによって行なった、農民団体に対する直接的支配（在地の領域団体の形成）の端緒形態を意味した。領邦ティロールが独立の統一ラントであつたことを考えるのに、下級ラント裁判団体および裁判区成立の萌芽を明らかにしておくことは重要である。けだし、支配者の家系が断絶し、あるいはランデスヘルがラントに常時不在であった場合、また、支配者（ランデスヘル）の断絶・不在を好機に外部の政治勢力が浸透した場合（領邦ティロールの領有をめぐるルクセンブルク家、ウイツテルスバハ家、ハプスブルク家間の拮抗（一三三五年—一三六三年）を想え）でも、ラントそのものは領域的に分断せずに存続した——これが、ある領邦が独立のラントを構成したことの実際上決定的指標である——とき、その際、このラントの構成要素となつていたのは、① ラントヘレンからなり、一貫して存続する上級ラント裁判所の組織、これのみならずさらに、② 領邦の裁判・行政の領域単位となつた下級ラント裁判団体および裁判区の組織、であった。この意味で、ラント・ティロールにおける下級ラント裁判団体および裁判区の存立には十分の意義を認めねばならない。この結論に到達することによつて、ラントの構成要素の点で、O・ブルンナーの「ラント」論——そこでは、ラントの構成要素は、もつぱら、上級ラント裁判所における領主貴族団体（Landesgemeinde）とその裁判所で適用されたラント法（Landrecht）とに求められていた——に対し、一つの補完を行ない得たと思う。

本稿は、繰り返し述べた通り、あくまでも、ある伯領の構造と変容とを追求することに重点を置いて、領邦ティ

説論

ロールの成立の萌芽を課題としてきたのであり、従つて、一三世紀後期に本格的に継広げられていった、エッチュ渓谷地帯における領域権力樹立をめぐる。ティロール伯、トリエントおよびブリクセンの両司教、さらにこれらに加えて、国王ルドルフ・フォン・ハプスブルクの間の緊張・抗争関係、さらに、それに伴つた裁判所組織の変化等は、筆者の次の研究課題にこれを求めねばならない。

(一九七三・一一・一〇)

(付記、本稿の要旨は、すでに一九七三年九月四、五日北海道大学法学部で開催された第二五回法制史学会で報告したものである。)